

令和元年

社会文教常任委員会会議録

令和元年6月25日

田上町議会

令和元年第5回定例会
社会文教常任委員会会議録

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 令和元年6月25日 午前9時
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 7番 | 今井 幸代君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
- 4 委員外出席議員
- 12番 関根 一義君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|-----|-------|----------------|-------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 町民課長 | 田中国 明 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 保健福祉課長 | 渡邊 賢 |
| 教育長 | 安中 長市 | 教育委員会
事務局 長 | 小林 亨 |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺 明
- 書記 中野 祥子
- 8 傍聴人
- 三條新聞社 議会議員 小嶋謙一 議会議員 渡邊勝衛
- 9 本日の会議に付した事件
- 議案第36号 田上町交流会館条例の制定について
- 議案第37号 田上町使用料条例の一部改正について
- 議案第38号 田上町公民館条例の一部改正について
- 議案第39号 田上町介護保険条例の一部改正について
- 議案第44号 令和元年度田上町一般会計補正予算（第2号）議定について中
第1表 歳出の内
- | | |
|----|------------|
| 2款 | 総務費（2項、3項） |
| 3款 | 民生費 |

4 款 衛生費

10 款 教育費

議案第 47 号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について

請願第 2 号 県央基幹病院の早期建設を要請する意見書の提出を求める請願について

午前9時00分 開 会

社会文教常任委員長（今井幸代君） では、皆さんすみません、定刻少し早いですが、皆さんおそろいですので、始めさせていただきたいなというふうに思います。

改めましておはようございます。それでは、社会文教常任委員会の付託案件審査を行いたいというふうに思います。

この週末に行われました全日本学童の軟式野球大会高円宮賜杯学童野球大会において、当町の田上ベースボールクラブの子どもたちが県大会を優勝するという吉報をいただいております。昨日のスポニチさんの記事にも田上ベースボールクラブの記事が大きく掲載されておりまして、コンビニでは新聞紙が売り切れが続出するなんていう話も伺っております。非常にうれしいニュースで、保護者の皆さん、また子どもたちも8月に神宮で全国大会が行われるということで、また練習により一層励んでいくのかなというふうに思います。地域一丸となってそうやって一生懸命頑張っている子どもたちをまた下支えしていければなというふうに思います。

それでは、町長からのご挨拶をお願いいたします。

町長（佐野恒雄君） それでは、改めまして、皆さんおはようございます。今ほど今井委員長さんのほうからお話がありました。一昨日はみどりと森の公園野球場というのですかね、そちらで高円宮賜杯、県の大会の決勝があり、見事に田上のベースボールクラブが県大会を優勝を決めて、8月に行われる全国大会の決勝を決めたということで、本当にすばらしい快挙だなと思って、私自身も実はその日応援に行っただけでまいりましたけれども、感動して感激をしてまいりました。これ野球ばかりではなくて、空手もお二人だと思っておりますけれども、全国大会出場が決まっています、これも8月に北海道というふうに聞いております。北海道に全国大会へ出場が決まり、久々にいいニュースだなと思っておりますし、町としてもこれをぜひひとつしっかりと応援をして、県下を代表して全国大会に出場するわけですので、本当にすばらしいことだと思いますし、しっかりと町としても応援していければなと思っております。それらにつきまして、皆様方からいろいろとまたご理解をいただければ大変ありがたいと、こう思っております。

今日は、社会文教常任委員会ということで、6件の議案と請願が1つ上がっております。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げまして、簡単ですが、挨拶

拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 町長、ありがとうございました。

本日三條新聞から傍聴の依頼と、小嶋議員、渡邊議員から傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

それでは、本委員会に付託されました案件は、議案第36号 田上町交流会館条例の制定について、議案第37号 田上町使用料条例の一部改正について、議案第38号 田上町公民館条例の一部改正について、議案第39号 田上町介護保険条例の一部改正について、議案第44号 令和元年度田上町一般会計補正予算（第2号）議定について、議案第47号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定について、請願第2号 県央基幹病院の早期建設を要請する意見書の提出を求める請願についてです。

これより議事に入ります。

議案第36号、議案第37号、議案第38号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 皆さん、おはようございます。それでは、議案第36号 田上町交流会館条例の制定につきまして説明を申し上げたいと思います。

議案書1ページをごらんいただきたいと思います。内容については2ページ以降条例になっておりますが、こちらにつきましては、9月1日に開館を予定しております田上町交流会館について、開館前に関係諸規定を整備する必要があることから、本条例の制定をお願いするものであります。第1条には設置の目的を町民の生涯学習の振興を図るとともに、交流会館の名のとおり、多様な交流を促進することを目的としております。第2条には、名称を田上町交流会館とし、位置を田上町大字原ヶ崎新田3072番地とするものであります。第3条以降は、管理、使用の許可、使用料等について規定をしているところであります。

続きまして、議案第37号 田上町使用料条例の一部改正について、議案書の第4ページになりますけれども、こちらにつきましては、議案第36号で説明をいたしました田上町交流会館に公民館機能を移転するため、公民館を交流会館とする改正を行うとともに別表第1の中、公民館の使用料を交流会館の使用料に変更する改正をお願いするものであります。議案書の5ページ下段から6ページが交流会館使用料として定めるものとなっております。

続きまして、議案第38号 田上町公民館条例の一部改正ですけれども、議案書の第7ページになります。こちらにつきましても、議案第36号で説明をいたしました

田上町交流会館に田上町公民館の機能を移転するため、田上町公民館の所在地を現在の田上町大字田上丁2396番地から田上町大字原ヶ崎新田3072番地に変更するとともに文言の整理を行うものであります。

説明のほうは簡単ですが、以上で終わります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました3案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

1番（小野澤健一君） 小野澤でございます。

今ご説明あった田上町交流会館条例の中でちょっと私これ意味がよくわからないのですけれども、第5条のところ、項のところ「使用の許可を取り消し、又は使用を制限若しくは停止」と、こうあるのですけれども、例えば活動の内容というのは常時監視しているような形になるのでしょうか。いわゆる停止と言われると、いわゆるINGをストップさせるということなので、現に今例えばこういう会議をやっているの、例えば使用目的と違うから、ここで終わるか、違うよというような形で、そういった監視をするのか、あるいはするのであればどういう形でやるのか、それから個人のプライバシーまでいくかどうかわかりませんが、ちょっと微妙かなというふうに思っております、交流会館見学したとき、私も忘れたのですが、モニターがあったかどうかまでは記憶にないので、その辺ちょっとお聞かせをいただきたいなというふうに思っております。

私から以上です。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今ほどの小野澤委員のご質問ですけれども、使用に関しては常に監視をしているという形のものとは想定しておりませんので、例えばほかの部屋の利用者のほうからちょっと大きなクレームが入ったりということで確認をさせていただくようなこともあろうかとは思っておりますけれども、基本的には使用目的に違反しているようなケースの場合、使用を制限するケースもあり得るというようなことで使用取り消し等ということで、うたわせていただいているものでございます。よろしく申し上げます。

1番（小野澤健一君） 監視カメラってついていましたか。モニターというか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 監視カメラにつきましては出入り口、正面玄関、それから通用口、それから裏のほうの搬入口のほうに監視カメラのほうを設置されております。

6番（中野和美君） この前提示されました全協のときにもお尋ねしたのですけれども、

備品の関係のレンタル料、まだ表示されていないようなのですが、私も参考にされた黒崎市民会館を私何度か利用したことがあるのですが、プロジェクターだったり、スクリーンだったり、その会場等によってレンタル料が発生していましたので、マイク等発生していましたので、この辺やはりちゃんと明示したほうがよろしいかと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 備品の関係の使用料ということでございますけれども、30日の特別委員会のほうでもお話をさせていただいたと思うのですが、備品のほうの使用料というふうには考えておらないということでお答えしているかと思っておりますけれども、よろしくお願ひいたします。

6番（中野和美君） そうしますと、では借りたいという方がスクリーンやプロジェクターなどあったら貸してほしいという場合は、室料だけの部分でということになりますか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） はい、そのように考えております。

6番（中野和美君） やはりレンタルすることによりまして、消耗したり、下手すると機材を壊してしまったりということもあるかと思うので、その辺やはりレンタル料は取ったほうがいいのではないかと検討の余地があると思うので、その辺よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それから、そのときもやはり出たと思うのですが、多目的ホールのほうなのですが、一般質問にもどなたかが述べられていますけれども、大ホールに関してはやはり早目早目のレンタルを考えていただきたいと思ひます。

その2点です。よろしくご検討のほうでお願いいたします。

私は以上です。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今現在レンタル料、それからホールの早目のレンタルという表現でしたけれども、ホールの貸し出しということでよろしかったでしょうか。

6番（中野和美君） 貸し出しです。

教育委員会事務局長（小林 亨君） ホールの貸し出しについては、一般質問でもお答えしましたように、大きなイベント等ある場合については早目にご相談をいただければそのように対応をさせていただくということで、今検討しております。

備品のレンタル料については、今後の使用状況等を見た中で、田上町の施設全体の使用料等にかかわってくる部分かなと思ひますので、その辺も含めての検討が必要になるのかなと、こちらとしては考えております。

6 番（中野和美君） よろしくお願ひします。

以上です。

13番（高橋秀昌君） 田上町の交流会館条例の第1条について伺いたひのですが、ここでは地方自治法第244条1項の規定に基づいて云々というふうにはありますが、これも実は普通公共団体は住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設というふうになっているのが244条の第1項なのです。つまり現在の町公民館と同じ目的を持っているということをして第1条に規定しているのだから、町公民館と同じ機能を有するのだよという理解の仕方でよろしいでしょうか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 高橋委員のご質問ですけれども、公民館機能を交流会館に移転するということが、公民館そのものの規定では一応、今回交流会館ということで地方自治法の関係でやっておりますけれども、社会教育法の部分になりますと、公民館というのは一定区域の住民のためにという表記があるものでございまして、そこで今回地方自治法の規定を準用した中でこういう形にしているわけですけれども、公民館機能の移転ということで、公民館の移転という表現が……

（いや、公民館機能がある……の声あり）

教育委員会事務局長（小林 亨君） 機能が入っている……

（含まれているの声あり）

教育委員会事務局長（小林 亨君） 含まれている交流会館ということでご理解いただければと思います。

13番（高橋秀昌君） 公民館というのは一定の地域と表現しているけれども、一定の地域というのは何を意味するのかちょっとわからないので、それは後にして、私が今質疑をしているのは第1条に自治法の法第244条1項の規定に基づきと書いてあるが、これは公民館条例の第1条にも同じことが書いてあるけれども、同じ機能を有するものなのだという理解の仕方でいいかと聞いているのです。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 公民館の機能を交流会館にも持たせるという部分でありまして、機能をそっくり持ってくるものではないという部分で、交流会館という大もとのやっぱり目的がございまして、そこに公民館の機能をプラスするという表現のほうがよろしいかと思う。

13番（高橋秀昌君） 私が聞いているのは第1条のことを聞いているのです。運用の話は聞いているのではなくて、第1条にこういうふうには書いてあるけれども、それは公民館と同じ第1条にも載っているから、同じなのだねというふうには理解、私は言っているのです。これは、今機能を持ってくるのか、持ってこないとかの話をして

いるのではなくて、そういう公共の施設なのだよね、つまり住民の福祉を増進する目的を持ってやる施設なのだよと言っているけれども、それでいいかねと聞いているわけ。いわゆる今の町の公民館と比較しているわけではないの。同じこと言っているけれども、これでいいのかねと聞いているだけの話なの。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 委員おっしゃいますとおり、地方自治法の第244条、こちらのほうにつきましては、住民の福祉の増進を目的とするということで書かれておりますので、その文言をうたっておるところでございます。

13番（高橋秀昌君） そこで、これ3件一括だよ、質疑。

社会文教常任委員長（今井幸代君） はい。

13番（高橋秀昌君） そこで、田上町公民館条例の一部改正についてですが、伺いたいのですが、7ページの議案第38号 田上町公民館条例の一部改正についてとなっておりますが、ここでは第2条中、田上町大字田上丁2396番地を、つまり現在の町公民館にあるものを田上町大字原ヶ崎新田3072番地、つまりここというか、生涯学習、交流会館のところに改めるとなっています。これをどう見るかということで質疑をしたいのですが、これは9月1日をもって田上町の公民館を条例を廃止し、ここに新たに条例を設定するものという理解の仕方よろしいでしょうか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） そちらのご質問ですけれども、今現公民館ありますけれども、そちら田上町公民館を交流会館、こちらのほうの建物に持ってくるというようなことで、新たにというような所在の変更という形になろうかと思えます。

13番（高橋秀昌君） 所在の変更ということは、今ある町公民館としての条例から外すわけですから、これは廃止であり、それから住所をここに移すということは新たに条例を制定する、いわゆる町公民館をこの交流会館に設置するものというふうに理解すべきなのかなと思って私は読んだのです。つまり私は最初のころは住所を移すのだから、いいではないというふうに受け取っておったのだけれども、でもこういうふうに条例に定めることになれば、現在の町公民館のある、そこを町公民館としないでこっちを町公民館とする、交流会館を町公民館とするというふうな理解の仕方になるのかなと思ったのですが、いかがですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 高橋委員のおっしゃるとおりでございます。

13番（高橋秀昌君） そうすると、事実上一々条例では田上町公民館条例を廃止するとし、新たに田上町公民館をここにするとは言っていないけれども、事実上現在の町公民館は廃止ということと同じなのだよという理解の仕方いいですね。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 現公民館につきましては、閉館という形になりま

す。

13番（高橋秀昌君）　そこで、次に移りたいのですが、一般質問で教育長も閉館という表現をしましたよね。現在の公民館は閉館すると。公民館に対する一般質問の。これは、今ある町公民館としての機能はなくなりますよという理解の仕方でいいですよね。つまりあれはあのまま直ちに壊しますよとか、使わせませんよとは意味が違います。公民館としては閉館なのだよという理解の仕方でよろしいでしょうか。

教育委員会事務局長（小林　亨君）　はい、そのとおりでございます。

13番（高橋秀昌君）　そこで、伺いたいのですが、一般質問でも、つまり私はこれまで公の席でも、あるいは非公式の席でも公民館を使わせないとかいう話については住民の合意を得ていないではないかということをも主張してきました。ところが、本会議である議員の公民館に対する説明で、説明会を行ってきたことを教育長は答弁しています。この公民館をなくして、こちらに新しいのをつくるのだという説明をしてきたということですが、その説明会の具体的な中身を知りたいのですが、一体いつごろ行って、そこにどのくらいの人たちが集まって説明を聞いたのか、それを伺います。

教育委員会事務局長（小林　亨君）　ちょっとお待ちください。

13番（高橋秀昌君）　はい、ゆっくり。時間はたっぷりある。一般質問の答弁で答えたのだから、資料あるでしょう。

教育委員会事務局長（小林　亨君）　ちょっとお待ちください。

社会文教常任委員長（今井幸代君）　暫時休憩いたします。自席でお願いいたします。

午前9時24分　休憩

午前9時25分　再開

社会文教常任委員長（今井幸代君）　再開いたします。

教育委員会事務局長（小林　亨君）　説明会につきましてのご質問でございますが、第1回目の住民説明会につきましては、平成27年の5月11日から15日まで5会場で行いまして、延べ212人の参加をいただいております。2回目の住民説明会につきましては、平成29年ですけれども、5月28日に町内3会場で実施をしております。参加者のほうは延べ99人ということで参加をいただいております。

以上です。

13番（高橋秀昌君）　今説明会のお話があって、平成27年、随分前の話であります、212名、平成29年で99名、トータルでいえば約300名を超える人たちが話を聞いてい

たということなので、その中身は主に町公民館が廃止されるという中身の説明だったのでしょうか。この中身は、実は今町が計画している全体像の話が中心的な中身だったのではないかと思うのですが、いかがですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 平成27年のものにつきましては、テーマといたしましては道の駅等の整備ということで説明をしております。平成29年の説明会につきましては、地域交流会館と道の駅のさらに整備の詳細についての説明をしているということで理解をしております。

13番（高橋秀昌君） ということは、平成27年の212名参加したのも、平成29年の99名参加したのも、主に道の駅関連の事業のことについての説明に大部分を持ってあって、この田上町の現存の公民館を廃止するとか、潰すとか、そういう話が中心的ではなかったというふうに理解してよろしいですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） そのときの説明につきましては、各種説明はしているかと思いますが、道の駅、そもそもこちらの建設に至った経緯というのが田上町公民館の老朽化という部分からスタートした話であったというふうに私のほうは理解しております。

13番（高橋秀昌君） それは、実は初めは生涯学習センターを作ろうということから始まり、そしてそれが補助金がないということを知り、様々な施設を作ることによって、最大4割の補助金をいただけるということから、事業が拡大したという説明を行った中身ですよ。始まりはというご意見ですが、始まりは確かに町が公民館が老朽化しているとかいろいろあったのだろうけれども、つまりここでのお話の大部分はこの大きな二十数億円を使う道の駅関連の様々な施設のことが事業が中心の中身だったというふうに理解していいのではないかと思うのですが、いかがですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） その時点での関係につきましては、私ある程度の部分では把握している部分ありますけれども、このときからの説明で老朽化した公民館ということで、そこからの要は生涯学習センター、文化的施設から生涯学習センターから交流会館というふうな形で話が動いてきたというふうな形で私は理解をしておりますけれども。

13番（高橋秀昌君） 私が聞いているのは平成27年、平成29年に300人を超える人たちが説明会に来ているという、教育長は、300人来ているとは言いませんが、説明をしているのだという話があったので、その中身はどうかと聞いている話であります。始まりの発端がどうかではないのです。つまり私が言いたいのは、住民の合意をどう取りつけるかについて努力した旨のような発言があったので、今具体的に聞いてい

るのです。いかがですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 当時の説明、記録をちょっと見ますと、その中で
の質問の中には、現公民館をどうするのかというような話の質問も出ていたように
記憶はしております。

13番（高橋秀昌君） 当然にしてそういう質問があるのだけれども、重要な点はどうい
う合意を作っていたのかが知りたいわけです。つまり今の説明の範囲内でいえば、
住民に説明をしたから、いいのだという議論があります。しかし、私は今それだけ
でいいのかというふうに考えています。なぜかといえば、1つの施設の改廃、特に
町公民館の改廃は単純に保育所の改廃とわけが違うのです。それは何だかという
と、法律に基づいて、先ほど言いましたように、244条の法律に基づいて作っているから
です。したがって、その部分における合意を私は特別に重視する必要はあるので
はないかと。ところが、町の今のご説明では、第1回と第2回やって、二百十数名、
2回目は平成29年に99名が来て、説明をしたけれども、その分野については当然質
問があったと言っているけれども、合意に至っているのかという点では解決されて
いないと。解決されていないと言わざるを得ないです。

もう一つ伺いますが、その説明会の際に町公民館は同時に避難所であり、それ
から投票所であると、そういうことについても代案などが話されていたのでしょ
うか。説明されていたのでしょうか。伺います。

教育委員会事務局長（小林 亨君） その部分に関しましては私のほうでは承知をいた
しておらないところです。

13番（高橋秀昌君） 承知していないというお話ですが、今平成27年、平成29年に人間の
数までも言って、その中身についても説明しているのですから、承知していない
のではなくて、言ったかどうか。それが記録にあるかどうか聞いているのです。い
かがですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 教育委員会にある資料の中にはその部分の記載は
ございません。

13番（高橋秀昌君） つまり平成27年と平成29年にこれだけ、5カ所でどれだけの、各
箇所にもどれだけの人が集まって、どういうことを言ったかもわかり、どういうこと
を質問が出たかもつかないながら、投票所であることや、避難所であることにつ
いての説明が一切ない、代替についても記述がないということは、事実上言ってい
ないということに等しいではありませんか。いかがですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） そのお話はしていないということでもあります。

13番（高橋秀昌君） では、そういう話は説明会はやったけれども、その部分については話がされていないというふうに取りたいと思います。

そこで、私がとても重視するのは、実は私自身は町公民館をここに移すことに絶対反対の立場でないことを表明しておきたいのです。確かに五十数年、60年近いわけですから、それをやめて、新しい交流会館に町公民館の機能を移したいという町の意向についても理解できます。ですから、絶対反対の立場ではなくて、いかにして地元や利用者の人たちから理解を求めるかの、ここに大きなポイント、軸足を置いて、その合意を得た段階で移せばいいでないかというのが私の考え方なのです。ところが、事あるたびに説明会をしてきたとか、そういうこと言います。しかし、今話を聞いているだけでもわかるように、全体のこの相違は何かについてはいろいろ説明してきたけれども、最も重要なあそこの本田上公民館をなくしたときの避難所及び投票所について、何ひとつ住民に説明がないということが今明らかになりましたよね。そして、佐野町長が就任して1年たちます。この1年間の間でもこの具体的な内容については一切地元を含めた住民に知らされていません。これは間違いありませんか。

教育長（安中長市君） その前に、質問に答える前に、1つ聞いていいですか、委員長に。

社会文教常任委員長（今井幸代君） はい。

教育長（安中長市君） こちらからの質問というのはできないのですか。

（質問ではありませんの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 基本的には。

教育長（安中長市君） わかりました。では、違う言い方をします。

今のご質問ですけれども、この説明会は新しい交流会館の説明会でしたので、それが中心になるのは、それはいたし方がないと思いますし、でもその中に今の公民館どうなったのだというような質問に対して、またお答えしているのも当然だと思っています。つまり公民館は今の時点、今のところからこちらの交流会館に移転するというのが前提との話し合いですので、そういう話し合いになっていかないのは仕方がないと思っております。私が説明会でもう説明したと言うのは、今の田上町公民館をどうするかということに関しての説明の中で、人数もいませんでしたし、そのことを強く強調したこともありません。ただ、何でそうなったのかということは、どうしてそこにいろんな質問が出なかったということはもうそこに移転するというのが前提だったからではないかと思っております。ただ、私はそこに参加し

ておりませんので、大変申し訳ありませんが、細かいことはわかりません。

13番（高橋秀昌君） 今臆測を聞いているのではないのです。事実に基づいてどうだったかを聞いているのです。いいですか。それも、しかも例えばもちろん説明会のときには何人かの人たちから今度公民館どうなるのですかと聞けば、いやこれ廃止になりますよと説明していると思います。でも、問題は住民の合意を得るという努力にどうやっぱり頑張ってきたかというのが今の新しい政権に求められる。町政に。だから、私はここを大事にしたい。私は、だから今言いましたように、ここに移すのに絶対反対の立場でないのです。ただ、本当にこの住民の人たちがわかったという理解をどう促していくか、このための努力が、形跡があるのかということは今確認したのです。そうすると、ここには全くないということがわかりました。そういう理解の仕方によろしいですか。

副町長（吉澤深雪君） 住民に対して十分な説明なり理解を得たかと言われれば十分な理解なりを得たとは思ってはいません。それは十分ではないと思っています。そういう意味から近いうちに田上町現公民館の今後についての考え方なり、運営についての説明会を開いて、そこで町全体、要は地区の区長さんからも来ていただいて、十分説明をし理解をしていただきたいというふうに考えてございます。そういう予定でありますので、十分これからまた理解を、住民の合意等も得ていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

13番（高橋秀昌君） 今副町長が認めたように十分な説明をし、十分な理解を得たとは言いがたいということなので、今後それを十分な理解を得るために努力をしたい、こういうふうにおっしゃったのですよね。皆さんいいですか。つまり十分な合意を得るという努力を今後やっていきますよということを明確に示したわけです。それは佐野町政にとっては当然ではあるのだけれども、積極的な姿勢だと思います。なぜかという、佐野町政は選挙のときにみんなと考えて、みんなと相談をして進めていきたいのだということ、まさにこれまでの前佐藤町政のときの不足したことをやろうとしているということは私は当然だと思うのだけれども、評価に値することだと思うのです。

そこで、伺っておきたいのでありますが、だとすれば説明をやる予定なのが7月4日と聞いています。もちろんそのときに周りの大勢の人たちの、恐らく賛成多数で通すわけがないと思いますが、とにかく説明をやって、十分な議論をやるのが第1回目が7月4日だと聞いています。これに間違いありませんか。

教育長（安中長市君） では、今の質問にお答えします。

7月4日にそういう会議を開く予定で、近日中に出席する予定の方々にご案内を差し上げるつもりです。その会の中でも説明しようと思っけていますけれども、今までのいろいろな経過があります。いろんな委員会とか議会で説明したこともお話しさせていただきまますし、地元からいろんな要望が来ました。町民から入るのです。そのことについても触れて、今までの経過をしっかりと説明させていただきたいと思っけております。

今のお話は、住民説明会の中での話であって、全体としてはいろいろな場面でいろんなことがあったと思うのです。議員の方から出ていられる委員会とか議会でもそういうお話が出てきているわけですので、そういうことも含めてこれから考えていきたいと思っけております。

13番（高橋秀昌君） 最後に言った意味がよくわからないのですけれども、7月4日の日に十分な説明を行って、同意を得るために努力をしたいというのはわかりました。その後で言った話はどういう意味ですか。

教育長（安中長市君） 説明の仕方が悪かったら申し訳ございません。7月の4日の中でそういう説明していこうというふうに説明したわけで、今ここで答えることではなかったかもしれません。

13番（高橋秀昌君） いやいや、今教育長がおっしゃったのは過去の説明の件について説明をしたい旨の話をしているのだけれども、そういうことではないのです。つまり町当局が全面的にそれを主張しているわけではないのです。これは、断っておきたいと思っけています。1回目と2回目の住民説明会をしたのだから、いいのではないかという意見がある。当局の中にも、議員の中にもありますが、しかしそこには今焦点となっている公民館の問題の合意の件についてはなかったということを事実言っけたわけですから、認めたわけですから、つまり副町長が言うように、7月4日の日に住民の合意を得るための努力をするということであって、過去に説明してきたから、いいのだということにはならないはずですよ。いかがですか。

教育長（安中長市君） 先ほどの答えと同じ答えになってしまっけて申し訳ないのですけれども、その会は、説明会は新しい交流会館ができるということに関して、道の駅も含めてですけれども、説明会だと思っけていますし、その前提は公民館が今の公民館から新しい交流会館に移ることが前提での説明だと思っけています。ですから、そこで今の公民館どうなるのだということに関して、私どもはそれは廃止ですよと、廃止になりますというふうに説明をさせていただいていると思っけております。

13番（高橋秀昌君） では、伺いますが、町が説明会をやることにこっちが一々ああい
う説明会しろとか言うつもりはない。説明会をやって、同意を得たいということに
ついてはそのとおり認めたいと思います。

そこで、伺いたいのですが、教育委員会ではいつこの議論を行いましたか。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 高橋委員、いつ議論……

教育長（安中長市君） 教育委員のですか。

13番（高橋秀昌君） 教育委員会でこの廃止することについての議論をいつ行ったかと
聞いているのです。

教育長（安中長市君） いわゆる教育委員が参加している定例教育委員会とか臨時教育
委員会でしょうか。それとも、教育委員会の中でのお話でしょうか。どちらなので
しょう。

13番（高橋秀昌君） 定例もしくは臨時です。

教育長（安中長市君） 会を開くことでしょうか。それとも、閉鎖する方向で動くとい
うことでしょうか。

13番（高橋秀昌君） 何を言っているのだ。

副町長（吉澤深雪君） ちょっと休憩させてもらっていいですか。

社会文教常任委員長（今井幸代君） わかりました。休憩……

13番（高橋秀昌君） 何言っているのだ。まだ俺質問終わっていないでないか。何が休
憩なのだ。委員長、俺が質問する。俺が今聞いて、正確にそういう答弁だから、俺
が聞くことを明確にするから。

社会文教常任委員長（今井幸代君） では、高橋委員、質疑をもう一度、いま一度願
いいたします。

13番（高橋秀昌君） 私が聞いているのは、いいですか。教育委員会の定例会もしくは
臨時会でこの田上町公民館をこちらに移し、前の公民館をいわゆる公民館として廃
止するということについての委員会での議論はいつ行いましたかと聞いているので
す。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 高橋委員、高橋委員の質疑というのは、公民館条
例が、要は住所が原ヶ崎の今設置をしている交流会館の住所が変わると。機能をこ
ちらに持ってくると。つまり現公民館はその機能を廃止するという中で、その機能
を廃止していく、現公民館を廃止していくことについて教育委員会としてどのよう
な議論を重ねていきたいということを質疑されているということですよ。

13番（高橋秀昌君） そうそう。

教育長（安中長市君）　そもそも教育委員会のメンバーの、教育委員の皆さんも交流会館ができれば現公民館は閉館になるという前提でおられたと思っています。それもずっとそうだと思っていますので、そういう立場でこちらもどこかで説明しましたし、委員もそういうふうにとめてあるかもしれません。今ここに教育委員会のここ数年分がないので、正確にはお答えできません。ただ、わかっていることは、5月の定例会でも、6月の定例会でも説明させていただいて、委員の皆さんには承認していただいております。

13番（高橋秀昌君）　私の聞いているのに普通に答えてほしいのです。いつ委員会を開いて、どういう議論を行ったかを聞いているのです。あなた就任して1年たつでしょう。その間でもいいのです、過去のことがわからなくなつて。これ聞いているのです。

教育長（安中長市君）　ちょっとお待ちください。

社会文教常任委員長（今井幸代君）　教育委員会の定例会なり、臨時会なり、そういった中で機能をこちらに持ってくると、そうなったときに田上町現公民館はどうするのかというような議論が教育委員会の定例会やそういったところで議論があったのかないのか、もしくはそもそもこの交流会館の建設に当たって、これまで議会には老朽化の問題だったり、消防法の問題であったり、様々な点から公民館の代替施設が必要だということは住民説明会でも……

13番（高橋秀昌君）　いや、何言っている、委員長、そんなこと聞いていない、私。余計なこと言わないでくれ。

社会文教常任委員長（今井幸代君）　話されてきたというふうにも理解はしています。そういった中で今高橋委員のご質問は、教育委員会としての会議の中で議論または質疑等がなされていたのかどうか。

13番（高橋秀昌君）　そうではないのだ。教育委員会で、いわゆるこの公民館条例を一部改正すること、すなわち事実上の現公民館を廃止し、こちらに持ってくることに ついての教育委員会の会議をいつやったか、中身は何ですかと聞いているのです。これも単純な話でしょう。何だかんだ言うことではないでしょう。

教育委員会事務局長（小林 亨君）　条例に関して教育委員会のほうにかけたというより、報告した部分につきましては、この形で議会のほうに提案をしたいということで報告をしたのは5月22日の委員会で、条例の関係は上げてあります。

13番（高橋秀昌君）　それ以外は。

教育委員会事務局長（小林 亨君）　それ以外につきましては、ちょっと交流会館建設

当初になろうかと思imasので。

13番（高橋秀昌君） いやいや、最近でいって。あなた方の当初の記憶にないような、そんなことまで聞いているわけではない。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 直近が5月の22日で、それ以前にいろいろあったと思imasけれども、ちょっと私今書類がござimasませんので、承知しておりません。

教育長（安中長市君） 定例の教育委員会及び臨時教育委員会についてはきちんと記憶がござimasるので、今ここにありませんが、必要だということでしたら、お時間をいただければ持参いたします。

13番（高橋秀昌君） 私の質疑は、こう言っているのです。いいですか。この公民館をこちらに移すことについての議題としての議論をいつやりましたかと聞いているのです。普通教育委員会は事前に教育委員会招集するでしょう。そして、そのときの議題を乗せていくでしょう。教育委員会は報告事項ではないでしょう。その議題で議論した、それはいつですか、中身聞かせてくださいと聞いているの。何も難しいことではないではない。何を難しく考えているのですか。

教育長（安中長市君） お答えいたします。

今ここにその資料がありませんので、お時間をいただければ持参します。

13番（高橋秀昌君） 必要があればではないのだ。私が質問しているのだから、答えられなければ、直ちに用意しますが筋でしょうが。失礼なこと言わないでください。必要があればではないでしょう。とても私は審議権に対する干渉です。必要があればって何言っているのだ。いつやっていますかと聞いているのに、資料がなければ、すみません、資料今持っていないので、時間を下さいで済むわけでないか。

教育長（安中長市君） 委員長から求められればすぐ持参します。

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、高橋委員の質疑に対する教育委員会の臨時会、定例会等で公民館機能をこちらに持ってくる、要は公民館条例の一部改正についてどのような議論をされて……

13番（高橋秀昌君） そう、どういう議題でいつやったかということです。

社会文教常任委員長（今井幸代君） されてきたのかということの答弁をお願いしたいと思imasので……

13番（高橋秀昌君） それはあるのでしょうか。議題として出して。

教育長（安中長市君） はい、議題は……

13番（高橋秀昌君） 議題として出して、招集したってあるのでしょうか。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 暫時休憩をさせていただきますので、教育委員会

のほうで資料をお持ちいただいて、確認をして、答弁をお願いしたいというふうに思います。それでは、15分ぐらいで大丈夫ですか。

教育長（安中長市君） はい、努力します。

社会文教常任委員長（今井幸代君） では、10時10分再開にしたいというふうに思います。それでは、暫時休憩いたします。

午前 9時48分 休憩

午前10時10分 再開

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、すみません、時間前ではありますが、皆さんおそろいですので、会議を再開したいというふうに思います。

教育長（安中長市君） すみません。時間がかかってしまって申し訳ございません。高橋委員の質問にお答えします。

私どもここ10年間くらいというふうに捉えてしまったものですから、時間がかかってしまいました。

13番（高橋秀昌君） 直近での。

教育長（安中長市君） 直近ということですが、それでも2つばかり見つけたので、お話をさせていただきます。平成26年度第11回定例田上町教育委員会、平成27年1月15日の中にこういうことがあります。議題ではなかったのですが、当時の丸山教育長が平成26年12月の一般質問の関根議員の質問に対して、このように答えております。

13番（高橋秀昌君） すみません。途中で悪いけれども、議題のときを言ってくれませんか。

教育長（安中長市君） はい、わかりました。

13番（高橋秀昌君） 議題のとき。

教育長（安中長市君） 直近で言います。令和元年5月22日水曜日、第2回田上町定例教育委員会の中の議題の中に田上町交流会館というのがありまして、そこで今回も提出をしております田上町交流会館条例、それから管理方法の考え方ということで、委員会とか議会に出しております資料を使って説明させていただいております。それから、きのうなのですが、第9回田上町教育委員会でそのことについて話し合いをさせていただきました。

13番（高橋秀昌君） 明らかに5月22日と6月25日、議題としてその件をやられたという理解の仕方でいいですね。

教育長（安中長市君） はい。

13番（高橋秀昌君） それに基づいて当然議題でありますから、まず説明があり、議論があったわけですが、その議論の中は本当にかいつまんで結構ですので、何人の人からの意見、討論があったぐらいで結構ですので、教えてください。

教育長（安中長市君） 5月の議題に関しては、この条例の中について議論しました。条例のこと、それから使用料についてのこと、減免について、それから管理方法について教育委員会として話し合いをしました。それから、きのうの委員会は、すみません、事前の議題ではなかったのですが、その日に議題にさせていただきましたので、議題だと理解しております。今回7月4日に行われる今の公民館をどうするかという会に教育委員として2人の方に出ていただくことになりましたので、それを委員会として承認していただきました。全員であればいいのですけれども、たくさん的人数になってしまうといけないので、羽生田地区から1名、田上地区から1名ということで2人の委員さんの名前を出していただいて、委員として承認していただきました。その内容についてはいろいろありましたけれども、私としては、いろんな意見がそこで出ましたが、それを踏まえて教育委員1人ずつの権利もありますので、どうぞご自分の権利の中で、その日自分のご意見を言ってくださいというふうにお願いしました。

以上です。

13番（高橋秀昌君） その議題を通じてあそこが投票所であり、避難所であるという件についても報告、討議は行われましたか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 避難所、投票所の関係については、当委員会の所管でもないという部分もございますので、その話はいたしておりません。

13番（高橋秀昌君） 避難所と投票所は当委員会、つまり教育委員会の所管ではないと言いますが、そこは公民館という一つの施設になっていますよね。つまり教育委員会の施設は我々の所管だが、今の言い方すると、投票所や避難所は関係ないよということになりかねないのですが。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 関係ないというような言い方ではなく、当職が当委員会の中で議論というか、意見をこちらのほうでお話しする部分ございませんので、その件に関しては書類のほうには載せなかったということになります。

13番（高橋秀昌君） ということは、教育委員に対しては避難所や投票所である旨のことは説明もしていないし、当然に教育委員からそのところはどうするのだという声もなかったという理解の仕方でいいですか。

教育長（安中長市君） 私どものほうからそういうことはお話ししなかったのですけれども、委員の皆さんの中からはご意見があって議論がありました。

13番（高橋秀昌君） では、そういう議論があったということでもいいですね。

教育長（安中長市君） はい。

13番（高橋秀昌君） なぜ私が今そういう具体的なことを聞いたかということ、実は教育委員会は教育委員会に所管する、属する第30条に規定する学校その他の教育機関、これには図書館、博物館、公民館、その他の教育機関についての管理及び廃止に関することをやるのが教育委員会の職務権限の中で明確にしているからです。そこで、私はそれを確認した。実際どのようにやっているか。やっていなかったら大変なことだなと思ったけれども、ちゃんとやっていたということがわかった。ただそれだけのことなのです。

そこで、次に移りますが、地方自治法の第224条にはこういうふうに述べています。その中で地方公共団体は正当な理由がない限り住民が公の施設を利用することは拒んではならないとあります。つまり今度私が特に問題にするのは今回の条例を事実上現在ある公民館の廃止するとおっしゃいましたので、廃止するということは、実は今後9月1日以降、誰もを使うことを拒んではならないということから外れるので、極端なことを言えば、誰にも使用させないということが出来る可能性を法的には持っているというふうに理解したのです。だとすると、町長がこれまで言ってきたしばらくの間住民から使ってもらいますということもほごになる危険性があるというふうに受け取ったのですが、ここまで知っての提案でしょうか。

教育長（安中長市君） 町長が今まで議会、委員会でお答えしていた内容は、すぐには壊さない。そこに建物があるので、できれば使っていただくことも可能なのではないかと。ただし、管理上の問題があるので、大変難しいというふうにお答えしてあります。そのお答えは、今ここにも資料として残っておりますが、その立場で教育委員会は思っております。

13番（高橋秀昌君） 説明になっていない。私の質問に答えていないではないですか。教えてください。いいですか。つまり公の施設でなくなるということになるのではないかとっているのです。公の施設は、条例によって定めることになっているのです。田上町の条例は、今新たに作る条例、つまり交流会館は公の施設に該当しますから、これは何人も使うことを断ることはできない。正常な場合です。普通の場合。でも、私が心配しているのは、条例があそこが事実上廃止するのだという理解になれば、公の施設でなくなるわけですから、そうすると公の施設でないことを盾

にして、理由にして、使わせないということになりはしないかということをご心配しているのです。このことをご存じでしたかと私は聞いているのです。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 地方自治法224条を踏まえてということですね。

教育長（安中長市君） 公の施設ではなくなっても、建物がそこにあって、町がそれを所有していますので、何らかの形で使えないかというふうに教育委員会では考えました。今のところ、その道はありません。やはり9月からは閉館で、あそこの中に集会所としての施設を9月1日から行うことは大変困難だという判断を今しております。

13番（高橋秀昌君） つまりこの条例をそのままそっくり公の施設に該当しなくなるので、9月1日からは使用させないということになりますよね。これでいいですか。うなずきましたので、そういう考えだという指摘がありました。

それでは、その一方で、先ほど7月4日に住民に説明をし、合意を得るための努力をするのだというお話がありましたよね。しかし、条例を議決するのは、その前です。あさってです。もちろん施工は9月1日ですけども、条例を一方で議決させておいて、もう9月1日から使用させませんということは、あたかも住民の合意を取りつける形をとりながら、もう強行に9月1日から使用させないというのと同じではありませんか。だとすると、長が考えてきたみんなと相談して、みんな決めていきたいという考え方、私自身もあくまでもあそこは移動させるべきではないなんて考えていないのです。それは新しいのができているのだから、それ相応の対応をすべきだと考えております。しかし、問題は一番なのがそこを利用している人たち、常に利用している人たちの合意をどう作るかということです。だとすれば、条例を今度の議会の本会議で議決するのではなくて、それを先延ばしするという手法があるではないですか。少なくとも7月の4日を過ぎた定例でいえば9月議会になりますけれども、そこまで待つとかいう方法もあるではないですか。それなのに、一方で住民の合意を得るために努力すると7月4日の日にやるのだと、1回目やるのです。最初の1回目です。やるのだと言いながら条例上ではもう公の施設でないから、利用させませんということになるわけではないですか。これは筋が通らないのではないかと、初めて私は今主張した、今まで質疑だけなのですけれども、いかがですか。

教育長（安中長市君） 先ほど答えたのと同じになってしまうのですけれども、町長はあそこの施設は設備等に大変不備があって、使える状態ではないというお話をさせていただきました。9月1日からあそこを住民の皆さんに使っていただくことはで

きない状況だと判断しております。それで、7月4日にその会を開きたいと思っております。

13番（高橋秀昌君） いいですか。初めから9月1日から使わせない前提でどうやって合意を得るための努力と言えるのですか。事情はわかります。具体的に言わなくていいです。言わない。これは私も言わないし、あなたも言わないでいい。だけれども、方法はあるではないかと言いたいのです。1つは、つまり使わせないということは、公の施設でなくなったという理由で使わせないという大義名分が立つのです。そうではなくて、実態に即して対応するということが今とても大切なではありませんか。その方法を模索するということが今重要ではないかと思っております。繰り返しますが、絶対動かしては嫌だという立場ではないのです。住民の合意を取りつけて、何らかの方法で住民が納得すれば、それはそれでいいでないかという考え方は私の中にあります。ですから、今のように条例の改廃をすれば公の施設でないという大義名分が立ってしまうではないですか。それは避けるべきではないかということを私は言っているのです。いかがですか。

教育長（安中長市君） 教育委員会としましては、議会に提出し、説明させていただいて、ここまで来ていますので、この6月議会にかけていただきたいと思っております。先ほど住民に対する説明とおっしゃいましたが、この議会でそういうふうにも決まっても、私はいろんな意味で地域の方との話し合いは続けることができると思っています。

以上です。

13番（高橋秀昌君） できると思っているということと、やりますということは全く違うのです。私が心配しているのは、公の施設から外すことは、その大義名分としてもうあそこは公民館でないのだから、誰もが使うことは認められませんということ町長自身が簡単に言えるのです。そして、それは議会で議決したのですということ言えるのです。でしょう。でも、私はその方法をとるべきではないのではないかと。老朽化している事実は明らかであります。でも、問題は地域住民の人たちの同意をどう取りつけるかということ柔軟に模索することが必要ではないかと言っているのです。それなのに、このように事実上の改廃を強行していくということは、佐野町長にとっても住民の意思を尊重しない町政だと言わざるを得ないのではないかと。それをかたくなに教育委員会としては、それはそうです。教育委員会は独立した行政機関でありますから、教育委員会の権限はものすごく大きいのです。あなたが今教育委員会としてはということ言えば言うほど、あなたの独立した、あなたの責

任のもとで、この公の施設から排除することは何ら問題がないということを主張していることなのです。でも、住民にとってはそうになっていない。しかも、あなたは住民に説明すると言っているのです。合意を得るために努力すると言っているながら、法的にはそうになっていないではないですかという、この矛盾を指摘しているのです。これは、やっぱり真摯に受けとめる必要があるのではないですか。あなた恐らく今の答弁では公の施設から外れるということについて認識しないでここに来ているように感じるのですが、いかがですか。

教育長（安中長市君） 今私が話してきた議論の中で、議会の中で一般質問に対して、前丸山教育長が今の公民館は取り壊す、早い時期に取り壊すというふうにお答え、一般質問でもしていますし、私どもが出している「たけの子」という田上町の教育委員会広報紙、平成27年11月にもこれだけ大きく出ていまして、ここには今の公民館や民族資料館はどうなりますかという質問に対して、田上町公民館は築50年以上が経過し、老朽化が進んでいるために取り壊しますというふうに書いてあります。教育委員会としては今まで一貫してお話をさせていただきました。これから地元の方のご意見を教育委員会としても精いっぱい聞きますし、町としても聞いていきたいと思いますが、今回の交流会館が建つのにあわせて6月議会提案しているのですから、それは筋が通っていると思います。よろしくお願いします。

13番（高橋秀昌君） 全く筋が通らない。私の質疑にまともに答えて。取り壊す話ししているのではないのです、今。しかも、取り壊すというのは何月何日に取り壊すなんか言っていないでしょう。私も将来的に取り壊さざるを得ないというのは頭の中にはあります。そんなこと何も聞いていないではないですか。自分のところが壊すと書いたのだから、今回の件は正しいですと主張しているだけではないですか。しかも、丸山さんって佐藤町長のときの時代の話しているのでしょうか。あなたは丸山さんの、それとも信任を受けた人なの。あなたは佐野町長の信任を受けて任命されて、議会が議決した教育長ではありませんか。何で丸山さんなのですか。

教育長（安中長市君） 説明の仕方が不十分で大変申し訳ありませんでした。先ほど一番前からご提案しているとおり、代替施設だということをずっと前提として教育委員会はやってきましたし、教育委員の定例会の中で議題には出ていなくても何度も何度もその話をさせてもらいました。きのうきちんとした定例委員会で教育委員会の大きな大筋を、議決ということはしなかったのですけれども、話し合いをしました。その内容についてはお話をしませんが、教育委員の皆さんのご意見を踏まえて、教育委員会としての立場で話をしているわけでありませぬ。

以上です。

13番（高橋秀昌君） 全く問題のことを私自身が、代替の施設であることに私は異論言っていますか。何にもそんなこと言っていない。住民の合意を取りつけるために工夫する必要があるではないかという話をしているのです。何ですりかえるのですか。納得できません。多分この件については答えることができないと判断しましたので、もし答えるのだったら答えてください。答えないのだったら答えられないと判断して質疑を終わります。

教育長（安中長市君） 先ほどと同じことを言いますが、この6月議会でどのような形になっても私は今後も地元の意見を一生懸命聞いていくという立場で努力したいと思っております。

以上です。

13番（高橋秀昌君） 最後に、それでは今あなたがおっしゃった、今後の合意について努力するとおっしゃったが、つまりここで言う公の施設から外れたのだから、住民の利用を禁ずるよということは少なくとも言わないということの受け取り方でいいですか。

教育長（安中長市君） 公の施設から外れるということは、集会所でなくなるというふうに思っております。そこのところは大変難しい問題だと思っております。

13番（高橋秀昌君） 公の施設というのはちゃんと概念があるのです。

教育長（安中長市君） すみません、公民館としての。

社会文教常任委員長（今井幸代君） はい。

13番（高橋秀昌君） 公の施設というのは、1つは住民の利用に供するもの、供するためのもの、2つ目には当該地方公共団体の住民の利用に供するもの、3つ目は住民の福祉を増進する目的を持って設けるもの、4つ目に地方公共団体が設けるもの、施設であること、この5つをもって公の施設と言うのだそうです。公共施設と意味が違うのだそうです。ですから、体育館、運動場、プールあるいは図書館、それから公民館などが入りますけれども、こういうものが公の施設として認められていると。これは、条例で定めるとなっているのです。だから、条例を定めて初めて公の施設と条例的に法的に明文化されると。だから、私が心配しているのはそういうことを外すことになるから、それを理由に使わせないということになりはしませんかと聞いているわけ。でも、今の教育長のお話は、それには答えないで、どうであれ住民との合意を追求しますと言っているのだが、このシーンが私のシーンとそちらの言っていることがかみ合わないのです。

教育長（安中長市君） すみません。お答えの仕方が間違っていたかもしれません。公民館ではなくなるので、今は公民館としての集会所という立場だと思うのですけれども、そういう意味でいうと、公民館としての集会所ではなくなるという認識をしております。先ほど高橋委員が公民館と保育所はそもそも違うとおっしゃったのですが、その意味が私にはどうしてもわからなかったもので、今のお答えにはこれで合っているのかどうかはわかりません。どういうふうにそもそも違うのか私にはわからなかったのです。

以上です。

13番（高橋秀昌君） 保育所って、保育所はその中に、保育も入っているな。ごめんなさい。保育所は公の施設に入っています。ごめんなさい。先ほどの保育所と公民館の違いを言ったのは、保育所って特定の子どもたちを集めて保育する場所であり、公民館は不特定の町民が交流など利用するという意味で違うのですよという意味…

…

教育長（安中長市君） わかりました。

13番（高橋秀昌君） 終わります。

2番（品田政敏君） 私使用料等の問題についてお伺いしたいと思います。

コンサートピアノ、これで2,000円ということです。全般を見まして、私検品のところは自分的にも調べてきましたし、遜色ない。いろんな、田上町では田上町のカラーとしての料金設定をされているのではないかなと思いますが、私もこのコンサートピアノを反対したということに関しまして、1つ質問させてもらいたいと思います。例えば議会承認が要らないという80万円以下のピアノであれば、この設定は2,000円が変わっていた可能性はあるのですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今安い機材を購入した場合の使用料がどうなったかという話なのですけれども、前回特別委員会の中でもお話をさせていただきましたけれども、コンサートピアノ、こちらのほうは2,000円という使用料を設定させていただきました。原ヶ崎の交流センターのほうからグランドピアノを1台持ってくると。それについては利用料を無料にするということで説明をしたかと思うので、仮に安価のピアノを購入したのであれば、通常の備品同様の無料というような扱いになったのかなということ考えております。

2番（品田政敏君） わかりました。広く町長のほうが言われるところまで聞いてもらいたいというのであれば、その辺がちょっと残念だなというふうに思いました。

それから、これは要望なのですが、中野委員のほうからもありましたが、備品に

関する使用料、これも近辺の会館の例では余りありません。初めてですので、これは広く一般に使ってもらいたいということではありますが、この辺の、使用勝手は確かによろしいということ、ただで使わせてくれるということではありますが、そのやっぱり消耗とか等も考えれば、実はその辺まで設定してもらいたいと。一般的にはマイク1本、それから照明1本、それからそういうようなのが規定されているのが普通であります。返事は要りませんので、検討してもらいたいと思います。

9番（熊倉正治君） 誰も聞いていないので、私があえてお聞きをしますが、この交流会館の中での飲食、全然記述ありませんよね。ある程度許容はするのかなと思いますが、どの程度の、全部の部屋で許すのか、特定の部屋だけにするのか、考えがあればお聞きしたいと思います。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 飲食につきましては、当然敬老会の開催なんかも想定しておりますので、その中での飲食については特段制限を設ける予定はないですけれども、ただ事前に、申請の際に飲食を伴うという表記をしていただければ、それなりにこちらのほうで注意事項等話をしていきたいというふうに考えております。

9番（熊倉正治君） 敬老会の話はあれですけれども、各部屋いっぱいありますけれども、全部の部屋は一応理由を聞いた中で許可するかしないか判断をするということなのですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） はい、そのように考えておりますので。

6番（中野和美君） 私もそういえば聞きたかったの、関連で。それで、今飲食だけではなくて、ちょっとライブなんかをやったりするときに多少のアルコールなんかどうでしょうか。考えられますでしょうか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） アルコールにつきましても敬老会という形になれば当然アルコールは入ろうかと思しますので、アルコールも一応考えております。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにありませんか。

私から1点いいですか。すみません。今回交流会館に関しては使用料のほう規定していくということで、今後実施していく公民館事業ありますよね。今ほぼ参加費無料のものが多くなってきました。実際に実施する会場はあちらになると思うのですが、今後実施していく公民館事業においては参加費を求めていく方向でいくのか、公民館事業においては参加費等を徴収していくような方向で考えていくのか、その辺の考え方がどのようになっているのか、ちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 公民館事業に関しましては、こちらのほうで主催をして、基本的には施設使用料のほうがかからない形になりますので、材料とか何も用意必要なければ、基本的には参加料無料というケースもあるかと思ひますし、行事の中身によっては多少の実費程度を頂戴するケースもあるかと思ひます。材料費程度の実費を頂戴するケースも想定される部分ありますけれども、基本的に参加費という部分でいうと会場使用料としては徴収はしないという捉え方でよろしいかと思ひます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 会場使用料ということではなくて、今回交流会館は使用料金を取りますけれども、例えばコミセン等で考えれば和室等は空調もききますし、でも使用料は取らないわけではないですか。今後各施設の使用料のあり方や公民館事業として実施する講座等も、受益者負担も多少なりとも考えていかなければなかなか、例えばほかの公営団体が、町に関係する公営団体が実施する講座等のバランス等も出てくると思ひますので、そういった部分も今後十分に検討していただきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

教育長（安中長市君） それに関しては、内部で検討会を少ししています。研究させていただきます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） はい、よろしくお願ひいたします。

以上でよろしいでしょうか。

ないようですので、議案第36号、37号、38号についての質疑を終了いたします。

次に……

（討論しないの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 最後になるので。

次に、議案第39号 田上町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

執行の説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊 賢君） おはようございます。それでは、議案第39号 田上町介護保険条例の一部改正につきまして、ご説明をいたします。

議案書につきましては、9ページとなりますので、よろしくお願ひいたします。田上町介護保険条例の一部改正につきましては、資料を用意しております。議案書に基づき最初に送付されております議案第39号参考資料、田上町介護保険条例の一部改正についてをごらんをいただきたいと思ひます。これに基づきまして、ご説明をまずさせていただきます。

まず、1番目の改正理由につきましてでございますけれども、議会招集の提案理

由にもありましたけれども、介護保険法施行令の改正に伴いまして、町条例の一部改正を行うというものでございます。具体的に言いますと、従来から第1号被保険者の介護保険料の軽減措置が適用されているわけですが、この軽減率引き上げということで所要の改正を行うというものでございます。

続きまして、2番目の低所得者の介護保険料軽減強化に係る対応についてでございますけれども、(1)の1の内容といたしまして、国の社会保障と税の一体改革における社会保障制度改革の一つといたしまして、平成27年度から消費税引き上げに伴います低所得者対策強化の観点を踏まえまして、消費税による公費を導入し、低所得者の保険料の軽減強化を実施しているというところでございます。

次に、(2)でございますが、平成27年度におきまして、平成26年4月の消費税率が5%から8%への引き上げの増収分を活用いたしました軽減強化を実施しているところでございます。軽減の対象といたしましては、第1段階の方でありまして、生活保護の受給者などでございます。それに伴う町の対応といたしましては、国が示した割合と同じく基準額に対する割合につきましては、0.5から0.45ということで軽減を行っているところでございます。

次に、(3)の令和元年度についてでございますが、本年令和元年の10月から消費税率が8%から10%への引き上げによりまして、さらなる軽減強化を実施するというものでございます。軽減の対象につきましては、従来の第1段階の方に加えまして、第2段階、第3段階の方まで拡大を行うというものでございます。

続きまして、(4)の令和元年度の町における対応でございますけれども、国が示しました割合と同じ割合を軽減するというものでございまして、第1段階では基準額に対する割合を現行の0.45から令和2年度では0.3へ、第2段階では現行の0.75を令和2年度では0.5へ、第3段階では現行の0.75から令和2年度では0.7へ変更するというものでございます。

(5)の軽減後の割合についてでございます。この表の下に米印で記載をしておりますけれども、令和元年度の保険料軽減強化につきましては、令和10月以降の消費税引き上げによる財源手当であるということを反映いたしまして、令和2年度以降の完全実施における軽減幅の半分の水準に設定をされております。この表にあります基準額に対する割合の令和元年度として記載をしております。このちょっと大きく囲ってあるところですが、ありますけれども、第1段階では0.375、第2段階では0.625、第3段階では0.725となっております。このたびの介護保険法の施行令の改正では、今ほどお話をいたしましたけれども、令和元年度の部分のみの改正

でありますので、町条例につきましても同様に令和元年度までの分を一部改正するというものでございます。

なお、この表の右側にあります令和2年度の各予定となりますけれども、基準額に対する割合につきましては、右側、今後介護保険法施行令の一部改正を提示しておりますので、介護保険法施行令の改正がされましたら、町条例の一部改正を行うという予定でありますので、よろしく願いいたします。

それでは、この資料の裏面をごらんください。この裏面につきましては、実際介護保険料がどう変わるかをあらわしておるものでございます。この保険料につきましては、年額でありまして、基準額につきましては第5段階、この表の中ほどありますけれども、第5段階の7万5,000円が基準額ということになります。表の右側の令和元年度をごらんください。第1段階では平成30年度では3万2,400円とありましたけれども、令和元年度では基準額に対する割合が0.375でありますので、2万4,000円、第2段階では平成30年度では5万4,000円でありましたが、基準額に対する割合が0.625でありますので、4万5,000円、第3段階では平成30年度では5万4,000円でありましたが、基準額に対する割合が0.725でありますので、5万2,200円というふうにあります。

続きまして、本日朝皆さんにお配りをいたしました議案第39号追加参考資料をごらんをいただきたいと思っております。この資料につきましては、第1号被保険者の各段階の人数と、その割合をあらわしておるものでございます。この人数につきましては、平成31年4月1日、これが賦課期日というふうになりますけれども、現在のものでありまして、被保険者数は合計で4,157人、第1段階におきましては391人、全体の占める割合としては9.4%でございます。第2段階では260人、割合としては6.2%、第3段階では287人、6.9%ということになっておりますので、よろしく願いをいたします。

資料の説明は以上でありますので、議案書の10ページの次おはぐりいただきまして、資料ナンバー4をお開きいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。資料ナンバー4につきましては、新旧対照表でございますが、この左側につきましては、新たに改正後、新というふうに、右側が旧ということで、改正前ということを表示しております。今度は第10条でございますけれども、右側の旧の部分、平成32年度と左側の新の部分の令和2年度に文言の整理を行い、改めます。

次に、第2項では、第1段階について規定しているものでございますけれども、旧の部分の平成30年度から平成32年度までの各年度を左側の新の部分、令和元年度

及び令和2年度に文言の整理を行い改めました。保険料についてでございますけれども、3万2,400円を2万4,000円に改めるものでございます。

続きまして、第3項、第4項につきましては、追加規定でございます。第3項では第2段階について規定をしているものでございまして、保険料を4万5,000円といたしまして、次の第4段階では第3段階を規定しているものでございますが、保険料を5万2,200円とするものでございます。

なお、この条例の一部改正につきましては交付の日から施行はいたしますが、平成31年4月1日から規定をするものでございますので、よろしくお願いをいたします。

説明は以上でございます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

6番（中野和美君） このたびの改正なのですが、消費税の引き上げに伴う低所得者対策強化の観点を踏まえ、このような実施をするということなのですが、国も消費税施行しようか、しまいかという何か両論が出ているようなところで、私も考えるに法人税も所得税も分離課税も下がっている中で消費税だけが上がってきて、国の収入の一番は消費税になってしまっている現状を考えると、本当にこのままでいいのかというところで、実際この消費税というのが8%にならないかもしれないという説もありますが、もし消費税が……

社会文教常任委員長（今井幸代君） 10%ですね。

6番（中野和美君） 10%にアップにならなかった場合はこの改正はどのような形なのでしょうか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） こちらのほうとしても、県のほうには確認しておりますけれども、消費税10%になるという想定のもとで介護保険の施行令の改正があったということについて、10%になるという考え方でおりますので、そのとおり改正になるというふうに認識しております。

6番（中野和美君） ならなかったらどうなるかという話は全然ないのでしょうか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） この改正にあわせて行っているものでございますので、10%になれば、当然このとおりになりますし、ならなかったらという部分につきましては、こういうふうにはならないというふうに思っております。

社会文教常任委員長（今井幸代君） また法改正されるからということではなくてです

か。

(法改正がされるかされないかわからないから、それに基づいてやっているの声あり)

保健福祉課長(渡邊 賢君) 法改正がされるかされないかわからないという部分ですので、それに基づいて行っているということでございます。

1番(小野澤健一君) この基準額に対する割合、国が示した割合と同じとありますけれども、例えばそれを下回った場合、その分しか例えば財源の手当がないとか、あるいは上回った場合、超過者分は町のほうで何とかしろとか、そういう形なのでしょうか。その辺をちょっとお聞きをしたいのですが。

保健福祉課長(渡邊 賢君) これにつきましては、軽減を行った部分につきましては国が2分の1、県が2分の1、町が4分の1ということで財源が補填されるわけですが、この法で定められたものが、要は自主的にもっといっぱいするというのであれば、町の支出が増えてくるということになります。

(何事か声あり)

保健福祉課長(渡邊 賢君) 介護保険の特別会計での負担がいっぱい増えてくるということになります。

13番(高橋秀昌君) この議第39号の追加参考資料で住民税非課税世帯1、2、3段階が22.5%の場合がちょっと住民の中にはいるということで、65歳以上の方々の全体として極めて低所得であるということ、ここの表から確認できますので、課としてもそこをしっかりと押さえてもらいたいということが一つ。

それから、もう一つ、消費税増税を前提として令和元年度、今年度はこのように表で掲げているように、引き下げるのですが、令和2年度以降のこの説明がちょっと理解できない。令和2年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の水準に設定されていますとあって0.3、0.5、0.7と書いてあるのだけれども、ここちょっと説明を、理解できるように説明してくれませんか。

保健福祉課長(渡邊 賢君) 国が軽減強化ということで、打ち出しているわけですが、令和2年度にこの表の一番下の表にありますけれども、第1段階では0.3、第2段階では0.5、第3段階では0.7に軽減するというお話をお聞きしております。ただし、令和元年につきましてはこの途中でございまして、例えば第1段階でいえば元号が0.45、令和2年度が0.3でございますが、その半分、間です。その間の割合ということで0.37で軽減をする。2段階、3段階もちょうど中間で軽減をするということで、これで条例改正をしているところでございます。よろしくお願ひいた

します。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにありませんか。

私からいいですか。今回減免を強化するに当たって、減額した、される予定の見込みの方の総額というのがおおよそどの程度になってくるものなのでしょうか。総額がどの程度になってくるものなのかということとあわせて、軽減するに当たり、総額は国からと県と市町村と財政負担の割合があるとは思いますが、それは基本的には一般会計から介護保険のほうに、特別会計のほうに繰り入れられる形になるのですかね、その辺の財源的なものがどういうふうになってくるのか、もう少し説明をしていただきたいのと、そうすると介護保険の特別会計も10月以降に実施をされたら今後補正予算等になってくるのだらうと思うのですが、そういった考え方で間違いはないのか、答弁をお願いいたします。

保健福祉課長（渡邊 賢君） この軽減につきましての軽減の影響額ということで、まずございますけれども、まだ実は所得の確定、これから確定になるので、正確な数字ではございませんけれども、大体おおよそ650万円程度が影響額というふうに今考えております。大体650万円程度につきましては、先ほどもちょっと私お話ししましたが、国が2分の1、県が2分の1ということで……

社会文教常任委員長（今井幸代君） 4分の1……

保健福祉課長（渡邊 賢君） 国が2分の1、県が4分の1、それが一般会計に入ります。その部分と、あと町の負担の4分の1が一緒になりまして、一般会計から介護保険の特別会計に繰り入れられるという形になります。それと、補正予算、当然ながら提案ということで考えております。今はまだ、先ほど言いましたけれども、所得が確定しておりませんので、補正予算は今回上げてございませんけれども、それが確定した段階で時期を見て補正予算ということで提案したいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにありませんか。

ないようですので、議案第39号の質疑は終了したいというふうに思います。

次に、議案第44号 令和元年度田上町一般会計補正予算（第2号）議定について中、第1表、歳出のうち2款総務費、3款民生費、4款衛生費、10款教育費を議題といたします。

執行の説明を求めます。

町民課長（田中國明君） それでは、議案第44号 補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。議案書のほう27ページをお開きいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。27ページの2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費の関係になりますが、955万円の減額をお願いするものであります。その内容といたしましては、4月の定期人事異動に伴う、説明欄のほう、給料及び職員手当の減額をお願いしたものであります。人事異動の内容としましては、今まで税務係7名おりましたが、7名のうち主査2人が転出をして、新採用が新たに1人配属になったという関係で、955万円の減額をお願いするという内容でございます。

次に、1ページおはぐりいただきまして28ページのほうをごらんいただきたいと思っております。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の関係でございますが、今回84万5,000円の増額をお願いするものであります。同じように、内容としましては主事1名が町民課を出まして、新たに主査1名が配属になったという関係で、人的差額につきまして増額をさせていただくという内容でありますので、よろしくお願ひいたします。

保健福祉課長（渡邊 賢君） それでは、議案書の29ページになります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。461万4,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄をごらんください。社会福祉総務事業ということで、2節給料、3節職員手当、次のページに行きまして、4節の共済費ということで、それぞれ減額となっております。これにつきましては、4月の定期人事異動の給与費の差額を減額補正するものでございます。人数につきましては変わってございません。

続きまして、2目老人福祉費でございます。157万4,000円の追加をお願いするものでございます。説明欄をごらんください。老人福祉事業ということで、入所措置委託料157万4,000円の追加でございます。この追加の理由といたしましては、胎内市にございます養護盲老人ホーム胎内やすらぎの家というところがございます。この養護盲老人ホームというのは、視覚障害者の専用の養護老人ホームということで、県内には1カ所しかございませんが、この施設に視覚障害1級の方が家庭の事情によりまして、平成30年9月3日から短期入所しておりました。ご本人は、家庭の事情により家族との同居は難しいということから、本入所を希望しておりましたけれども、施設の定員にあきがないということで、あきが出た段階で本入所をするということにしておりました。このたび平成31年4月30日にお一人が施設を退所することになりましたので、令和元年5月1日から本入所というふうになりましたので、施設入所に係る費用を追加するものでございます。

なお、令和元年度につきましては、4月から令和2年3月までの1年間、短期入

所をするということを想定して措置をしておりましたけれども、5月から本入所というふうになりましたので、その差額の157万4,000円を追加ということですのでございます。よろしく願いいたします。

教育委員会事務局長（小林 亨君） それでは、30ページの下段になりますけれども、3款2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。こちら393万4,000円の増額をお願いするものでございます。詳細につきまして、備考欄ごらんいただきたいと思っておりますけれども、児童福祉総務事業10万8,000円の増でございます。2節から4節共済費までとなりますが、こちら4月の定期人事異動によります増額でございます。

（人数の増減言ってくれますかの声あり）

教育委員会事務局長（小林 亨君） 人数は昨年から1名減となっております。保育士が1名退職で、管理員2名退職、合計3名退職になりましたが、保育士新採用2名となっております。

それからあと、31ページになりますけれども、子ども・子育て支援事業382万6,000円の増となっております。こちら委託料でございますが、子ども・子育て支援システムの改修業務委託料でございます。10月からの3歳以上幼児教育無償化に伴います電算システムの改修費用を追加するものでございまして、こちら国の補助を10分の10での予算措置となっております。

以上です。

保健福祉課長（渡邊 賢君） それでは、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。293万8,000円の追加をお願いするものでございます。説明欄をごらんください。保健衛生総務事業ということで、給料、職員手当、あと4節の共済費ということで、それぞれ追加というふうになってございますが、これにつきまして4月の定期人事異動の給与費の差額を追加補正するものでございます。人数につきましては、6人ということで、当初と変わってございませんので、よろしく願いをいたします。

その下のその他事業でございます。28節繰出金の国民健康保険特別会計繰出金27万6,000円の追加でございます。この理由といたしましては、旧被扶養者減免見直しシステムの改修を行うことによる追加であります。詳細につきましては国民健康保険特別会計において説明がありますので、よろしく願いいたします。

教育委員会事務局長（小林 亨君） ページを飛んでいただきまして35ページになります。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費でございます。こちら550万7,000円

の増額をお願いするものでございます。詳細について説明をいたしますので、説明欄をごらんいただきたいと思います。事務局費といたしまして、2節から4節まで、こちら4月の定期人事異動によります増額となっております。人数のほうは変更ございません。

それから、その下段がありますけれども、4項社会教育費、1目社会教育総務費でございます。こちら249万9,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄をごらんいただきたいと思います。生涯学習事業で416万8,000円の減額でございます。こちら4月の定期人事異動におきまして1名減となった人件費分でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。社会教育事業102万1,000円の増額でございます。こちらのほうは、生涯学習事業のほうで職員が1名減となったことから、不足する部分を社会教育指導員、これまで週2.5日勤務していたものを週5日に増やすことによりまして、補完していきたいということで、増額をお願いするものでございます。

原ヶ崎交流センターその他事業ということで64万8,000円の増額でございますが、こちらにつきましては手数料といたしまして、原ヶ崎交流センター、これから工事に入りますけれども、増改築工事に伴いまして、施設内の残置物、こちら旧竹の幼稚園時代からのものが結構残っておりまして、工事のために支障になるもの、それから交流センターの一部倉庫的利用をするに当たりまして、その残置物のほう支障になることから、このたび処分費用をお願いするものであります。

10款4項2目公民館費でございます。こちら74万1,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄をごらんいただきたいと思います。交流会館その他事業ということで74万1,000円の増ということで、この事業では交流会館のオープニングイベントといたしまして、田上町にゆかりのある方を5名程度お願いいたしまして、こけら落としのコンサートを開催するための費用、それから出演者の謝礼、プログラム、ポスターの印刷の経費、それからまた大学連携の一つであります東京藝術大学との連携事業によりまして、オープニングイベントの一つを開催するというので、大学関係者の派遣に要する費用ということでお願いをしたいものでございます。

続きまして、議案書の37ページをごらんいただきたいと思います。10款5項保健体育費、4目学校給食施設費でございます。こちらのほう18万8,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄をごらんいただきたいと思います。学校給食施設費18万8,000円の増ということで、手数料のほうをお願いするわけですがけれども、こちら学校給食用パンなのですけれども、こちら学校給食会のほうから購入しております

が、平成30年度まではこの地区の担当であった加茂市の高橋製パン工業から納入していただいていたのですが、平成30年度をもって廃業となったため、このエリアを受け持つ業者が三条市の鱈田屋菓子店というところに変更になりました。このため、配送が今まで4キロ以内だったため、輸送経費についてはパンの基準価格に含まれておりましたけれども、今回三条市の業者ということで、配送距離が4キロを超えらるということで、特別輸送業手数料が必要になってきます。これがパン1個当たり4.82円のプラス消費税ということになります。高橋製パン工業が廃業するというのがわかった時点が当初予算編成時期の後であったということで、このたび補正をさせていただくものでございますが、こちらの経費を給食費に上乘せするというのも一案あるかと思うのですけれども、隣接する加茂市においてもこの輸送に係る業務に関しては給食会計からの支出ではなく、行政が負担しておるということでお伺いしておりますので、そういった足並みをそろえるということで、このたび追加補正をお願いするものでございます。

以上です。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 以上、説明が終わりました。

質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言を願います。

13番（高橋秀昌君） 教育費の今のパンの件で伺いたいのですが、これは1年間通じてどのくらいの費用が、今18万8,000円なのですが、1個当たり4.82円でプラス消費税なのだそうですが、年間を通じてどのくらいの町負担になるのですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） これが1年分の経費となっております。よろしくお願ひします。

6番（中野和美君） 教育委員会に質問です。原ヶ崎交流センターの中にあります残置物というものは、前竹の友のほうで使用していたものということなのですが、どのようなものが残置物として残っておったのでしょうか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 大きなものにつきましては、竹の友幼稚園の調理室で使っておりました回転釜とか棚、それこそ調理施設一式となっております。あとは、旧事務室にあります机でありますとか、大きな金庫でありますとか、あとは保育室で使っていたような小さな椅子などが残っている関係でお願いするものでございます。

6番（中野和美君） これ使用価値がある人にとっては、ただ捨ててしまうのはもったいないのではないかなと、大分傷んでいるものなのではないでしょうか。とても使用できるようなものではないということなのではないでしょうか。それとも、案外今そういうリサイ

クルサイトなんかもあったりしますし、欲しいという方も町民の方でいらっしゃる方もなきにしもあらずだと思うのですが、ただ捨ててしまうのではなく、一旦そのようなところを、欲しい方を探していますよみたいなところは考えられないのでしょうか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 旧竹の友幼稚園ですよね。昭和五十何年ということで結構年数もたっておりまして、全く新品同様というわけではないのですが、かなり古くなっていて、修繕を加えながら使ってきたという経緯もあるかと思えますので、そういった部分に関しては欲しい方がいらっしゃればという部分もあるのですが、見た感じはいらっしゃらないのかなという、私どもは判断をしておりますけれども。

6番（中野和美君） 結構修繕したりしてかえって味のあるようなものもあったりしますので、ぜひ簡単に処分費用として上げてしまうのではなく、欲しい方には譲っていただいて、なおかつそうなれば処分費用も減ってくるだろうということも考えられるのですが、これはもう見積もりか何をとってあるのでしょうか。処分費用に関して。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 見積もりのほうは一応した中でこの補正額を上げさせていただいております。

6番（中野和美君） もう見積もりもとってしまっているということですが、やはりちょっと欲しい方もいらっしゃるのではないかなと私は考えたりもしています。後でちょっと見せていただけたらと思いますが、その辺はどうでしょうか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 見ていただく分には差し支えないと思います。

6番（中野和美君） でも、ここで決算しなければなので。わかりました。

13番（高橋秀昌君） うちの所管のところ、人数の増減を見ておったのですが、ほとんど変わりが無い中で、教育委員会が減る分は別な形で100%ではないのだけれども、ある程度には補填されているのだけれども、そういう税務関係については、7人だったものが減って、1人減っているのだけれども、私は職員の様子を見ると、全体として職員が非常に少ないではないかと、国の方針に従って、職員を減らせと、方針に従って減らしてきたのだろうが、それにしても少なく、業務がなかなかできないのではないかとと思われる部署が幾つかあります。2階でもそうですが、そこで、うちの所管の関係でいうと7人が1名減って、主査が2人異動し、新任1名ということで、ここでいえば主査の経験ある者が2人もいなくなって、新任が1人しかいなくなっているという、こういう人事が行われているのですけれども、こんなふう

に減らさなければ業務がなかなか遂行できないということなのではないでしょうか。伺っておきたいと思います。

副町長（吉澤深雪君） 人事の関係でお話ししますが、実は1月に入ってから1人希望退職の職員がおりました。あと、3月にまずもって私が希望退職という形にしていたので、2人欠員があったということでもあります。その2人の欠員をどこかの課でやはり面倒を見てもらわなければいけないということで、それぞれ町民課と教育委員会、公民館ですが、相談させてもらった上で、それぞれの課から1人ずつ欠員というような形をとらせてもらいました。教育委員会のほうについてはさらに町民課のほうからまた兼務という職員も派遣するということと、あと、それだけですか、というようなことで補充するというようなことでもあります。ただ、町民課としては現有なんかをやってもらいたいということで減員のままで、現有というのは1人欠員のままでやってもらいたいということで考えておりますが、その欠員があった分については当然来年春の採用というのは見ていきたいというふうに予定しております。それが今職員採用と職員数の関係であります。

以上であります。

13番（高橋秀昌君） 私は、そういう論には余り賛同できない部分、疑問があるのだけれども、一方で自主財源の確保という主張、示唆、町長もそらと答えているのにこういう自主財源をまさに探し当てて徴税しようという、そういうところの職員は減るとするのは、私の所感でいえばこの部分が減っているということがちょっと気になったのです。ですから、今の副町長の言うその部分についてはやむを得ない欠員だと。来年度にはきちっと増員をするための手だてをとりたいという答弁がありましたので、それでそういうことだということで受け取っておきたいと思います。

以上です。

2番（品田政敏君） 要望になります。前回は全員協議会の中でも私反対というふうな格好で述べさせてもらいました。いわゆるお宝発掘、藝大の予算であります。費用対効果を考えて、ぜひ今後続けていくのかも含めて検討をもう一回してもらいたいと思います。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 品田委員、すみません、それは補正予算の10款の教育費出演謝礼のところに入っている藝大の皆さんとのかかわっていただくというのが含まれているから、そういったところをいま一度再考してほしいということでしょうか。

2番（品田政敏君） 再考ではないです。再考というか、考えてほしいということなんです。

(質問では……の声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 要望ということでよろしいですか。

2番(品田政敏君) 要望です。

社会文教常任委員長(今井幸代君) 答弁要りませんか。

2番(品田政敏君) はい。

6番(中野和美君) 申し訳ないのですが、専決処分のことについてここで一般会計補正予算のところちょっと確認させていただいてもよろしかったでしょうか。

社会文教常任委員長(今井幸代君) うちの委員会ではないですね。

6番(中野和美君) 教育委員会の範疇の中なのですが。

(今回あるの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 交流会館のあれですか。

6番(中野和美君) そうそう、そうそう。

社会文教常任委員長(今井幸代君) 工事費上がった件に関してでしょうか。

6番(中野和美君) そうです。

社会文教常任委員長(今井幸代君) では、すみません……

(教育費に関する……の声あり)

6番(中野和美君) よろしいでしょうか。

社会文教常任委員長(今井幸代君) では、一旦議案第44号のそのほかのご質疑確認させていただいてから、その他として最後に質問させていただくような形でよろしいでしょうか。

6番(中野和美君) はい、よろしいです。

社会文教常任委員長(今井幸代君) 付託案件審査全部終了した後に、その他として今回議会のほうに、6月定例会が提案をされていた承認の件についての詳細の説明をしてほしいということなのですよ。

6番(中野和美君) この前の報告についてちょっと確認したいと。

社会文教常任委員長(今井幸代君) 報告について確認をしたいと。

6番(中野和美君) はい。

社会文教常任委員長(今井幸代君) わかりました。では、議案第44号 一般会計補正予算についてほかにご質疑のある方。

よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、議案第44号に対する質疑は終了いたします。

続けて議案第47号、同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定

について議題といたします。

執行の説明を求めます。

町民課長（田中國明君） それでは、議案第47号、60ページをお開きいただきたいと思
います。

令和元年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入
歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ13億
1,927万6,000円とする内容でございます。

それでは、最初に今回の補正の内容について説明をさせていただきます。社会保
険の加入者であった方が75歳に到達をしまして、後期高齢者制度に75歳になれば変
わるわけでありまして、そのときの被扶養者、会社勤めしていた方が75歳ま
で社保に入っていて、その方の扶養になっていた奥さんのことになりまして、
そういう場合に入る保険が今度ありませんので、国保に入っていて、国保の
被保険者になっていただくことになるかと思うのですけれども、そういった場合世
帯の保険料の負担が急激に変わることがないように、今まで後期高齢医療制度が発
足以来、当分の間後期高齢者医療制度と類似の保険税減免措置を国民健康保険のほ
うで講じてきておりました。対象者は、現在でいいますと4名の方が今いるの
ですが、そういうふうな非常に対象としては少ないことになるのですけれども、実は今
実施しております減免の措置が後期高齢のほうの制度に引っ張られて、ちょっと変
更になりますよというのが今回平成31年4月1日からございまして、その関係に伴
いまして、電算システムの改修をしなければならないということで今回の補正を上
げさせていただいております。

減免の内容といたしますのが、今国保でいいますと、平成31年の7月からは所得割
だけになります、従来ですと所得割、それから資産割も課税されておりました、
その所得の状況にかかわらず所得割、資産割の分はずっと免除されてきていたと。
それから、そのほか応益分ということで国保の税額の均等割と平等割というのがある
のですが、ここを5割軽減をしてきていただく。半分にしてきたというような状
況であります。

この減免の根拠といたしますのは、田上町国民健康保険税条例第16条第1項第3号
の規定に基づく減免を実施してきておったところであります。そういうふうなこと
で減免をしてきておったのですが、この制度が先ほども申し上げましたように、後
期高齢者医療制度において令和元年度以降、均等割、平等割に係る保険料の軽減措
置について資格取得日に属する月以後2年を経過する月までの間に限り減額実施し

ていくのだというようなことで、見直しがされたことに伴いまして、国民健康保険の今ほどの被扶養者に係る、旧扶養者に係る制度についての全く取り組みをあわせるというようなことで今回の改正をさせていただくということでもあります。

補正の内容としましては、65ページ、6款の繰入金、一般会計繰入金ということで、これ事務費となりますので、法定外繰り入れということで、一般会計のほうから27万6,000円を入れていただきまして、1ページおはぐりいただきますと、この歳出のほうで1款総務費、2項徴税費、1目賦課徴収費のほうで27万6,000円を増額させたいということがございます。内容につきましては、電算システムの業務委託料ということでありまして、具体的には資格の取得からなくなるというような部分のシステムの改修と、それからこの減免措置につきましては、特別調整交付金で財源補填がありますので、特別調整交付金3,000円に係る部分を改修を行うというようなことでもあります。

それで、今回改修に伴う経費の27万6,000円の関係になりますが、令和元年度の特別調整交付金により交付される見込みではありますが、今現在ちょっとまだ定かではありませんので、もし財源補填があれば後ほど補正のほうさせていただいて、一般会計のほうに繰り出すというような補正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第47号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定についてに対する質疑は終了したいというふうに思います。

それでは、討論及び採決に入る前に、先ほど中野委員より申し出がありました報告案件について、ただ執行部としては報告に対して質問があるというふうに予定していなかったものになると思いますので、答えられる範囲というふうな形になってくると思いますので、よろしく願いいたします。

（委員長、報告って質疑があるのかの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 基本的にはないです。本会議ではないです。報告だけなので。本来であれば。

6番（中野和美君） 前回提示がありました報告第2号、3号、4号についてちょっと確認をさせていただきたいと思います。今回まず報告第2号、変更前契約額と変更後の契約額、増額が273万4,560円というのは、その中の主な変更設計概要として、

構造計算適合判定により、くいの追加、3階和室に避難器具、建物周囲の盛り土、設備メンテナンス用点検口、上部の4点までがどうも最初の見積もりにこれがあってしかるべきものだったのではないかと私はとても疑問に思いまして、これは業者が上げてきたことに関しましては断固町としては、それは最初の見積もりにあったのではないかと、そういうことで考えてもらわなければいけないものなのではないかということ町は言うべきであったのではないかと考えております。そのほかに、3号に関しましてはスポットライトの追加、これは対応的な考えを持っての追加だということで私は理解をいたしますが、この4号の地下のピット内の排水ポンプの設置一式というのは、これ190万円のうちのどれぐらいに値するのかわからないのですが、ここにはちょっと資料にはないのですが、この排水ポンプの設置というのも最初から考えるべきことだったのではないかと、今回増加した経緯等をご説明いただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 報告2のスポットの関係の内容ということで、今ほど問い合わせありましたので、今わかる範囲でお答えしたいと思います。

構造計算適合判定により追加という部分なのですが、設計上判定基準は満たしていたということなのですが、確認申請で構造計算の何か二重チェックをするということで、一重チェックの段階ではよかったですけれども、二重チェック目でくいを1本追加したほうが安全であるとの指摘を受けたということで、そちらのほう採用した関係でこのくいが追加となっているということで、より安全性の高い方向へということでの変更となっております。

バス避難経路に関しましては、当初設計の中にちょっと見ていなかったのですが、建物の確認申請、建築の完成……

（消防ですの声あり）

教育委員会事務局長（小林 亨君） 消防の関係ですね。消防の関係で指摘を受けたということで、それを追加させていただいたと。

3点目の周囲の盛り土の関係なのですが、当初外構工事を途中で発注する予定だったということで、これ外構工事が発注されれば、これ必要なかったのですが、外構工事のほうの発注がおくれている関係で、これ盛り土をしておかないと建築の完成検査通らないということでしたので、これは結局盛ってもらったという部分です。

あと、設備のメンテナンス用点検口については、これ設備を設置している中でこの場所に必要だということで、ちょっと1カ所ほどつけた経緯がございますので、

お願いをしたいと思います。

それから、報告第4の地下ピット内の排水ポンプの設置ですけれども、当初地下水のほうはそれほど高くなかったということで、基礎作業のほうに入ったのですけれども、地下水が非常に上がってきたということで、ピット内に水がたまるようになってしまったということで、その水を排水しなければいけないということの中で、これを結局追加をさせていただいた部分でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。

報告案件になりますので、基本的に報告のみのものであって、今回のこの質疑である程度の説明はいただいたというふうに思いますので、さらに詳細な説明を求めらるるのであれば、中野委員のほうから個別に教育委員会のほうに申し出ていただけるとありがたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

（なしの声あり）

6番（中野和美君） いや……

（認めないということよの声あり）

6番（中野和美君） 認めないのではない。認めないのではなくて。

（だから、質疑を認めないの声あり）

6番（中野和美君） 認めない。

（うん。もともとの本会議でも報告だから、我々は質疑していないわけだから、それを今特例としてあなたに質疑を認めておるからって、この1回で終わりだよということ。基本的には質疑は認めないというのが基本の声あり）

6番（中野和美君） 一言言いたいだけでも。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 基本的には付託案件審査の委員会になるので、しかしながら担当所管課がおりますので、今回中野委員の質問を認めたということになって、説明もしていただいたと思うので、その後の個別の詳細に関しては中野委員は担当課のほうに伺っていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

6番（中野和美君） 承知しました。

13番（高橋秀昌君） 次採決に入る。

社会文教常任委員長（今井幸代君） はい。

13番（高橋秀昌君） 討論に入る前にちょっとお諮りしたいのですが、実は先ほどの田上町の公民館条例の一部改正について、現況を事実上廃止し、これに新しく作るということについてのお話、当局も説明されたの。その際地方自治法第244条の2によって条例で定める重要な公の施設のうち、条例で定める重要なものについて、これを廃止する場合は出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならないという文言書かれていて、出席議員の3分の2以上。重要な条例。つまり公の施設の廃止に関しては3分の2の賛成の条例が、今まで私は過半数だと思っていたのだけれども、見たら3分の2の同意が必要とあるので、熊倉委員は議長ですので、事務局長と委員長とちょっと時間をとって協議して判断してもらいたいと思うので、お願いします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 今ほど高橋委員からご発言ありました内容について少し協議をさせていただきたいというふうに思いますので、ちょっと暫時休憩をさせていただきたいというふうに思います。なるべく早く再開したいなというふうに思いますので、自席でよろしいでしょうか。

（いいよの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） すみません。では、自席にて暫時休憩に入ります。

午前11時40分 休憩

午前11時57分 再開

社会文教常任委員長（今井幸代君） お待たせいたしました。それでは、会議を再開したいというふうに思います。途中お昼になるかと思えますけれども、採決全て終了するまで進めさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、先ほど高橋委員より発言がありました件につきまして提案者であります執行より説明を求めたいというふうに思います。

副町長（吉澤深雪君） 先ほど高橋委員より自治法の244条の2の第2項でしょうかね、公の施設の設置、管理及び廃止についてということで、条文でいいますと、普通地方公共団体は条例で定める重要な公の施設のうち、条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、または条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならないというようなことの指摘がありました。ここで言う設置条例の廃止というものについて重要なものについては、3分の2以上というような者というふうな見解ではあると思いますが、今回町のほうで提案したものについては、田上町公民館条例の一

部改正、議案第38号であります。これについてはあくまでも設置条例の廃止ではなくて、条例の一部改正という考えでありますので、公民館の住所を移転をするということでもありますので、条例の廃止ということではなくて、条例の一部改正ということと考えておりますので、通常の審議をお願いしたいということでもあります。

執行のほうから以上です。

13番（高橋秀昌君） そうすると、単に一部改正であるという論で物を考えた場合、それでは公民館をここに移す条例でしかないのだとすれば、その前の公民館は公民館でなくなるわけですから、事実上これは公の施設から外れるのではないか。つまり事実上の条例の廃止ではないか。つまり公民館とか様々な条例で定める重要な公の施設というのは、住所をもって定めるわけでしょう。場所をもって、どこをもって公の施設にするかと定めるわけでしょう。これは、一体のものなの。条例文上一部改正のように見えるが、実態としてあそこがなくなり、ここがここに来るということは、事実上前の条例はなくなりますよということを指し示すことではないのですかとさっき質問したら、そうですと答えた。だから、そうすると公の施設でなくなるでないかねということ指摘したわけ。それとも、もし一部改正であって、あれがこっちへ来ても公の施設としては変わらないのですよという論法を立てるのならまた別です。そういう論法ないのではない。あなたはただ単に表面上のその話をしているだけで、実質上住民にとってどうかという視点で物を見ていけば、単なるその文を住所を変えただけですと言うけれども、あそこはもう公民館でなくなるわけですから、条例から外れるわけでしょう。つまりあそこは条例の対象外になるわけだから、廃止と同じ扱いになるのではないですかということ言っているのです。

副町長（吉澤深雪君） 条例の改正というか、考え方についての説明であります。あくまでも公民館の機能を交流会館に移すぞということで、今も移転だと考えます。公民館条例自体は廃止をするのではなくて、公民館条例はそのままという考えであります。

13番（高橋秀昌君） 公民館条例はそのままと言うが、公民館条例というのはあくまでも住所をもって成り立つので、あなたの論法でいけば、ここに公民館を置こうが、あそこに公民館を置こうが、公民館条例は変わらないのだよと言っているわけ。だとすると、ここに住所を移したけれども、前のやつも公民館の条例は適用しているのだよということになるではない。そんなことあり得ないでしょう。実質上あそこは公民館でなくなるわけですから。条例上は廃止と同じ扱いではありませんかと言っている。だから、公の施設から外れるのではないですかと。それを文に書いてある

だけだから、一部改正だというふうにならぬでしょう。一部改正というのは、例えば公民館条例の中の場所ではなくて、その中の機能について一部条例を改正してという様々な例えば利用の仕方を変えるとか、あそこの部分についてはどうも今後利用できないから、利用させないとか、そういう一部の改正は、それはあなたがおっしゃるとおりです。でも、場所を規定して始めているわけですから、それは一部の改正ではなくて、一方で廃止し、一方で新設すると同じではありませんかと聞いているわけ。

副町長（吉澤深雪君） 町の考え方としてはあくまでも公民館活動を交流会館に移すと。今ある現公民館については、9月以降については閉館、公民館活動としては閉館すると。建物自体は、もちろんそれは残っていくということであります。建物が残っているのはまだ取り壊しはすぐにするという意味ではなくて、建物自体はまだ残すと。公民館機能はなくなるという考え方でおります。

13番（高橋秀昌君） つまりもし俺の解釈が間違っているとすれば、県に聞いてください。あなたの解釈は、条文上の住所を変えるのだからということが最大の理由なの。俺もそう思ったの。実は住所を変えるだけだから、大したことない、賛成すればいいなとぐらいにしか思わなかったの。ところが、住所を変えるということは何だかといえば、あそこの公民館の条例がなくなるのだということを見つけたわけだ。いや、これは大変なことになるでないかと思うのですが。つまりあなた方だって答弁に答えているでしょう。あそこは公民館でなくなるのだから、公の施設とは違いますと答えているわけだ。つまり廃止でしょ。本来であればあなたのおっしゃるとおりのことを言えば、田上町の公民館条例を廃止する。そして、新たに田上町の条例を制定し、住所をここに置くと言われれば一番丁寧だけれども、それを避けてやったわけです。ただ、住所を動かせばいいでないかという発想で。軽い気持ちで。でも、そこには重大な変化が生まれているよということを見落としているのです。文面だけで物を見ているわけ。俺と同じで、最初は文面だけで物を見て、あ、いいなと思った。それから、いいかなと思ったのだけれども、大変なことが後に残っていることを知ったわけです。解釈の問題ではないのです。実質上どうかということです。

（何事か声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） そうですね。では、暫時休憩いたします。15分まで休憩したいと思います。再開は13時15分より再開をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

午後零時05分 休憩

午後1時14分 再開

社会文教常任委員長（今井幸代君） では、皆さんすみません。時間前ではありますが、皆さんおそろいですので、会議を再開したいというふうに思います。

それでは、先ほど高橋委員からご発言ありました件について事務局より説明をお願いいたします。

議会事務局長（渡辺 明君） では、すみません。午前中の高橋委員の関係について第244条の2第2項の関係、普通地方公共団体は条例で定める重要な公の施設のうち、条例で定める特に重要なものについて、これを廃止または条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならないということで、これにつきましては今回公民館の関係ですけれども、田上町におきましてはこの条例はまずございません。今現在。したがって、これにつきましては3分の2以上の同意のものではなく、従来どおりの出席議員の過半数以上ということになっています。またあわせて、本会議には適用する内容ですが、委員会には適用しないということがわかりましたので、ここでご報告をさせていただきます。

以上となります。

（もう一つ。条例をどうなるの声あり）

議会事務局長（渡辺 明君） それで、先ほど来一部改正の廃止というお話がございましたが、今回執行側のほうからは一部改正ということで条例のほうが上がってきておりますので、そこにつきましては解釈の違いがあらうかと思うのですが、一部改正ということで、この先ほど言いました廃止にも当たらないということで、あわせてご報告をいたします。

以上です。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。るる確認をさせていただきます。今回高橋委員ご発言された特別多数議決によるものというのは、そもそも条例で重要な公の施設についてという条例を定めていなければいけないという根拠がなければいけないというものになります。当町においては、そもそもそういった条例がありませんので、高橋委員のご提言いただいた部分に関しては合致しないということになりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより討論及び採決を行います。

まずは、議案第36号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第36号 田上町交流会館条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。

(もう一回言つての声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 議案第36号 田上町交流会館条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。よつて、議案第36号 田上町交流会館条例の制定については原案のとおり決定しました。

ついで、議案第37号 田上町使用料条例の一部改正について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第37号 田上町使用料条例の一部改正について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。よつて、議案第37号 田上町使用料条例の一部改正については、原案のとおり決定をいたしました。

ついで、議案第38号 田上町公民館条例の一部改正についてを討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

13番(高橋秀昌君) 私は、反対の立場で討論に参加いたします。

そもそも田上町公民館を現在のところからこちらに移すことそのものについて反対するものではありません。しかしながら、地元の住民をはじめとする多くの人たちがこれまで利用してきた施設をこちらに移すということは、公の施設から外れるわけでありまうから、そうすると公の施設としての機能が失われることとなります。私はもっと住民の説明を行い、住民からの合意を得て、そして今住民の皆さんの中には引き続き使わせてほしいという声があるわけですから、こういうことに答えることを通じて公民館条例を制定することが必要だと思ひます。したがつて、この今度の条例は9月1日施行となつておりますので、その9月1日施行を時期尚早だという判断をしました。よつて、反対したいと思ひます。

6番(中野和美君) 私は、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思ひます。

先ほど教育長が提示しました「たけの子」でもありますように、また前の丸山教育長のときより町民の全体としては旧公民館は利用しない方向で考えているはずで
す。本田上地区の方々は愛着もあり、手放しづらいと私も理解できるところであり
ますが、7月4日以降教育委員会は誠意を持って今後説明していくということで、
町民の皆様は納得していただけると考えますので、この議案に賛成いたします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第38号 田上町公民館条例の一部改正についての採決を行います。

本案は起立採決といたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起
立を求めます。

（起立多数）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 起立多数であります。ありがとうございます。よ
って、議案第38号 田上町公民館条例の一部改正については原案のとおり決定をい
たしました。

続いて、議案第39号 田上町介護保険条例の一部改正について討論に入ります。
ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第39号 田上町介護保険条例の一部改正について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案
のとおり決定いたしました。

続いて、議案第44号 令和元年度田上町一般会計補正予算（第2号）議定につい
て中、第1表、歳出のうち2款総務費、3款民生費、4款衛生費、10款教育費につ
いて討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第44号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。議案第44号は原案のとおり
決定をいたしました。

最後に、議案第47号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議

定について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第47号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり決定をいたしました。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了といたしました。

以上で閉会といたします。

(何事か声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 失礼しました。以上ではないです。請願審査が1件ありました。執行部の皆さん、大変ありがとうございました。お疲れさまでした。

それでは、請願審査が1件ありますので、すぐ始めて、皆さんよろしいでしょうか、このまま。

(いいですの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 関根さん、ではよろしいですか。準備オーケーですか。

12番(関根一義君) ちょっと今気持ちの整理したい。

社会文教常任委員長(今井幸代君) わかりました。では、25分になってから……

12番(関根一義君) いや、そんないっぱい要りません。2分あればいいです。

社会文教常任委員長(今井幸代君) かしこまりました。

12番(関根一義君) はい、いいです。すみません。

社会文教常任委員長(今井幸代君) それでは、これより請願第2号 県央基幹病院の早期建設を要請する意見書の提出を求める請願についてを議題といたします。この件につきましては、関根議員が紹介議員になっておりますので、説明をお願いしたいというふうに思います。

12番(関根一義君) ご苦労さまです。大変長いけんけんがくがくの議論大変ご苦労さまでございました。ただいまの委員長から話がありましたように、県央基幹病院の早期建設を要請する意見書の提出を求める請願でございますけれども、私が紹介議員になっておりますので、ご説明を申し上げたいと思います。

最近の新聞報道を見ますと、毎日のようにこの県央基幹病院の問題について記事

をにぎわしております。特にそのトーンというのは、県の財政から端が発せられて見直しをすべきだと、即刻の見直しをせい、あるいは年度内に結論を出せなどなどのマスコミ報道がありますけれども、そういう状況の中で県央基幹病院の早期建設を求める要請の意見書を求めたいと思います。後ほど請願事項について、あるいは請願趣旨について読み上げさせていただきたいと思いますが、その前に私のほうから皆さん方に議論を期待することが一、二点ございますので、ぜひ踏まえていただければ幸いです。

私たちは、県央基幹病院の議論が浮上されて以降、私たちの立場というのは地域住民の意向をどう踏まえるのかと。特に先般の一般質問でも高橋議員が質問に立ちまして、町長からの答弁もいただきましたけれども、県央地域における医療体制をどう構築するのかという討論で議論をしてきたと思います。したがって、現在議論されています県財政の構築化だとか、あるいは危機的状況だとかということについては、当時からそれは想定されていたというふうに私は理解をしています。ここに来て急に大型事業が組まれて、県財政が圧迫されたのだという状況でない。ここ数年の間に行われてきた事業の結果として県財政が圧迫されているのだろうというふうな立場にも立ちますけれども、そういう立場からすれば私たちは地域住民の町民の意向を踏まえて、早期建設を求めるということを強く要望すべきだというふうに思っていますので、ぜひ町の町民の意向などについてどのように受けとめているのかという点の中についての皆さん方の議論をしていただければ幸いです。

それから、2点目ですけれども、町長の一般質問の答弁の中で、簡単に言えば関連する、要するに首長と十分連携をとって、県央基幹病院の基本計画の成功について要するに県に要請するという立場を表明しました。これは、私としては重要なことだと思います。したがって、他の議会でも、近隣議会でも議論がされているようですし、そこにおける首長答弁も基幹病院の建設計画についてはきちっと踏まえたのです。建設を早期に求めたいというふうなトーンだと思います。それぞれ表現が違いますから。三条市長の表現、それから燕市長の表現、それぞれ違うようですけれども、私は基本的にそういう立場だろうというふうに思っていますので、ぜひそういう立場で議論をお願いをしたいというふうなことの要請しておきたいと思います。これは、私が言うべきことではないですけれども、私の思いを最初に伝えさせていただきます。

それでは、請願の趣旨と請願事項について読み上げさせていただきたいと思います。県央基幹病院の早期建設を要請する意見書の提出を求める請願書。私が紹介議

員になっておりまして、請願者は加茂・田上地域の医療を発展させる会会長、金谷国彦さんでございます。請願の趣旨はここに書いてあるとおりでございますけれども、若干要約的にご説明を申し上げたいと思います。県央地域は、この間住民が急用で救急車を呼べばすぐ患者宅に到着しますけれども、搬送先病院探しに長時間を要しているという現実があるということ。

2つ目は、救急医療改善のために県央地域では救命救急センターは併設の基幹病院の建設を県に要望し、その結果泉田県知事の時代から議論が始まって、泉田知事の言葉で言えば救える命は救いたいという、そういうものに基づいて趣旨が理解されて決定されてきているということ。地元合意を得て、平成35年度の開院に向けた計画が着々と進んでいるということ。ところが、最近になりまして、ここには6月4日の県行財政改革有識者会議で議論が沸騰してきておりまして、新しい基幹病院をつくることは問題がある。見直せるなら見直すべきだというふうな議論が出てきているということ。知事は、6月の2日の定例会見で有識者会議の意見を踏まえて、これまでを尊重すべきか、変えていくべきか、スピード感を持って決めたいという発言をしたということ。県央地域の救急医療の現状はこれまでと同じ状況ですというここに書かれていますけれども、そもそもが県央地域の救急医療の現状を建設計画当時から、要するに議論をしてきているということがありまして、今ここへ来て見直しをすべきような、そういう現状ではないということ。先ほど言いましたけれども、救える命は救いたいという県央基幹病院の建設が決まった経緯を尊重していただいて、早期建設を強く要請するというのが請願の趣旨であります。請願事項は、先ほど来言っていますけれども、県央基幹病院の早期建設を要請する意見書の提出をぜひ田上町の委員会としても採択をいただいて、意見書の提出を求めるとというのが請願の趣旨、それから請願事項でありますので、ぜひご審議をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

6番（中野和美君） 私は、この請願に賛成の立場であります。

実際に田上町で救急車を呼んですぐ救急車は本当に来てくださるのですが、その後どこの病院に行ったらいいかということで、その場で立ち往生するような現場を私も何回か見ております。この前高橋議員の中でも40分、50分というふうに待って、

やっと搬送されたという事例も多々あると思いますので、この採算が合わないから、県でやらないということは私はおかしいと思っていて、採算が合わない事業こそ申し訳ないのですけれども、行政がやらなければいけない事業だと思っています。民間の医療機関であっても経営難で難しいというところ、でもそこを県が手放してしまったなら本当に救える命は救いたいというところが本当に人の命がぞんざいにされかねない、私は今現状になりつつあるのではないかと危惧しています。ですから、この請願にはぜひ県庁へ請願提出になっていただきたいと思っております。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ご意見ということでよろしいですか。

6番（中野和美君） はい、そうです。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 質問者のほうに特に、では質疑ということ……

6番（中野和美君） 反対意見がなければ。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑のある方。

（質疑だよ、質疑の声あり）

（質疑って……の声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 要は今回この提出いただいた請願事項において説明者のほうにご質疑、疑義を呈する部分があるのであればご発言願いたいというふうに思います。

2番（品田政敏君） 私は、やっぱり基本的にこれに採決をとるということになれば、反対はしません。それは基本的な問題で、知事もきっと、歴代の知事は言っていることだと思います。命よりも金かという話ですので、これはそういう文言を出されると反対する趣旨は全然ありません。けれども、現状の、賢人会議ではないですけれども、私と高橋さんの場合民意の関係でも話がちょっと違ってきますので、ある意味でその判断を下した賢人者会議みたいなのがあって、質問を出されているということはそこのところを私たちがよくやっぱり金か命かというときに本当にどういうものなのか、県の財政狂っていてもいいのかというのも含めまして、近々にまたオープンの運びになっています加茂病院が、私は歴代の病院局長が常に縮小ないし廃止みたいなのをずっともう何十年來言ってきた中で、たまたま泉田知事という地元の出の知事が置き土産みたいな格好になってできていったわけですが、だから今度基幹病院との兼ね合いも含めまして、本当にこれで万々にいくかと。最後のところもまた金の問題になるのですけれども、結局は医師の廃止だとか、そういうものを、では本当にできているのかというのが表裏一体になって私は考えられる問題だと思いますので、あくまでもこの意見に反対をするということはありませんけれど

も、いわゆるお金の面も、金とどっちが、地球とどっちが重たいかみたいな話になりますけれども、基本的に我々もちょっと考えていく必要があるのではないかと思っておりますので、本当意見はありましたが、質問はありません。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 意見ということで。

（質疑だねっかての声あり）

（あれも反対じゃないの声あり）

（反対じゃないけど、意見ってどういうこっちゃ。質疑だねっかの声あり）

9番（熊倉正治君） この問題は、私議長の立場で言わせてもらえれば、建設予定地の三条市ということなので、道路とか環境整備を進める期成同盟会というのがあって、それはたしか平成27年ぐらいに作られていて、加茂、田上、三条、燕、弥彦、このぐらいの首長なり議長はこの来月の30日も国交省のほうに要請に行くことにはなっているのです。その後、新潟の地域整備局とか、新潟県とかに、これはあくまでも道路関係の要望の期成同盟会ですから、この病院をつくるための、そういう経緯にもなっているわけですが、私は今さら何言っているのだと言いたいのですけれども、ただ今回の加茂・田上医療を発展させる会ですけれども、あと三条とか燕とか弥彦とかというのは何か賛成していらっしゃるけれども、議会の中では何か話が出ているようですけれども、私は請願みたいなのを出したというか、そういう話は聞いていないのですけれども、提案者だとか、高橋さんなんかもそういう情報って何かないものなのですか。その辺1点お聞きしておきたいのですが。

12番（関根一義君） その点につきましては、私もまだ確認がとれていません。三条議会、加茂議会もやられますし、燕議会もやりますけれども、そこで請願等がなされているかどうかというのは確認とれていませんけれども、新聞を見る限りにおいては一般質問とか、そういうところで私たちの請願事項の趣旨と同じような形で主徴されておりまして、首長答弁がなされているというふうなことまで把握できていますけれども、請願事項としてきちっとした対応できているかどうかというのは確認とれていません。

13番（高橋秀昌君） 私のほうから請願自体は加茂、田上、つまり時間がなかったということなのかね。金谷国彦氏の名前で県央地域の全ての首長と議長さん宛てに要請書を近々に送付するということで準備をしているみたいです。どうも一つの組織なので、皆さんと協議をしながら前に進めるという協議をして、そこで前に進めるということもあったらしくて、今そういう準備をしているという情報だけは入ってき

ました。

以上です。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑のある方。

ないようですので、請願第2号 県央基幹病院の早期建設を要請する意見書の提出を求める請願に対する質疑は終了いたします。

これより討論及び採決を行います。

請願第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） 私は賛成の立場で討論を参加したいと思います。

実は県央地域という対象者が36万人程度なのですよね。こういう比較的人数の少ない、少ないという表現正しくないですが、こういうところに救急救命センターをつくり、基幹病院をつくるというのは結構言われる大きな投資なのです。医師は不足している、スタッフは不足だということを言っていますけれども、実際にここができる県央地域の皆さんは直ちに救急車が来ればそこに運ばれるというよさがあります。同時に新潟市民病院、あそこは100万人を抱えているのです。もうとてもではないけれども、受け入れられないという状況なの。長岡日赤、ここも非常に多くの対象人数を抱えていて、なかなか受け入れてもらえないという状況があります。したがって、この県央地域が県央基幹病院ができることによって、新潟への救急搬送がこっちに回ってくる。長岡への救急搬送もこっちに回ってくるという、そういう可能性を大きく広げて、少なくとも新潟県央、長岡地域における救急患者がこの基幹病院ができることによって命を救われるチャンスが非常に高くなると、そういう積極面を持っているということを私もいろいろ教えてもらって知ることができました。品田委員のおっしゃるように、金の問題はもちろんあります。しかし、少なくとも加茂、田上の状況でいえば、約60分かかって、平均です。中には2時間もかかってやっとなっているところもある。平均です。平均時間が60分搬送時間かかるのです。それが大幅に解消されるということになれば、金の問題ではないと。命の問題だということをやっぱり一番大事に持つべきではないかということで賛成討論したいと思います。

以上です。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにいませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本請願を採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。よって、請願第2号は採択と決定をいたしました。

それでは、意見書(案)の配付をお願いいたします。

(意見書配付)

社会文教常任委員長(今井幸代君) それでは、意見書(案)を読み上げさせていただきます。

県央基幹病院の早期建設を求める意見書(案)。県央地域は、中小病院に限られているために、住民が急病で救急車を呼べばすぐに患者宅に到着しますが、搬送先病院探しに長時間を要しています。救急医療改正のために県央地域に救命救急センター併設の基幹病院の建設を県に要望してきました。その結果当時の泉田知事が救える命は救いたいと建設が決定され、地元合意を得て、平成35年の開院に向けて計画が進められてきました。ところが、今年6月4日の県行財政改革有識者会議で新しい基幹病院をつくることは問題がある。見直せるなら見直すべきと指摘しました。県知事は、6月5日の定例記者会見で有識者会議の意見を踏まえて、これまでを尊重すべきか、変えていくべきか、スピード感を持って決めたいと発言したことが報道されました。県央地域の救急医療の現状はこれまでと同じ状況です。救える命は救いたいと県央基幹病院の建設が決まった経緯を尊重して早期建設を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

提出先は新潟県知事となっております。

意見書の内容についてはこれでよろしいでしょうか。

6番(中野和美君) ちょっと一文ががあと長いので、区切りを入れたりとか、指摘しましたではなくて、指摘されましたとか、その辺ちょっと文言を確認してはいいかかと思いますが。

社会文教常任委員長(今井幸代君) では、中野委員、ご意見お願いいたします。

6番(中野和美君) 中小病院に限られているためにで一区切り。

(何だ。どこ言ってんだの声あり)

6番(中野和美君) 1文目ががあと1行半にまでなっているの、最初の1文で…

社会文教常任委員長(今井幸代君) 句読点を入れるということですか。

6番(中野和美君) そうです。呼べばすぐにとって平仮名がつながっているのも気にな

りますし。

社会文教常任委員長（今井幸代君） どこに……

6番（中野和美君） では、「ば」と「す」の間には最低限1つ。

（どこの話ししているの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 最初の1行目……

（何行とか言う……の声あり）

6番（中野和美君） 1行目です。

（読み上げて、どこで点とかさ、そういう……の声あり）

6番（中野和美君） 救急車を呼べば、すぐに。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 呼べば……

6番（中野和美君） 点、すぐに。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 呼べばのところに点があったほうがいいのではないかと。

6番（中野和美君） そうです。それがあれば大分違います。

あと7行目、見直すべきと指摘しましたではなくて、指摘されました。有識者会議で新しい基幹病院をつくると問題がある。見直せるなら見直すべきと指摘されました。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 3段落目ですね。

6番（中野和美君） はい。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 3段落目。

6番（中野和美君） 3段落目の上から7行目。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 見直すべきと、しましたを。

6番（中野和美君） 指摘されました。

社会文教常任委員長（今井幸代君） まず、中野委員のご意見を伺って、皆さんにお諮りしていきたいと思います。中野委員、あとほかにありますか。

6番（中野和美君） そのぐらいでしょうか。2点です。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 中野委員から冒頭1行目、救急車を呼べばすぐの呼べば、点、すぐにに読点を入れたほうがよいのではないか。

2点目、3段落目の文末、見直すべきと指摘しましたのしましたを指摘されましたに変更すべきではないかというご意見がありました。

13番（高橋秀昌君） 見直せるなら見直すべきと指摘されましたということに変わるべきというのは趣旨がよくわからないのですけれども、なぜ指摘されましたと書くべ

きということで。

6番（中野和美君） 文章の流れで指摘しましただと能動的と受動的の違いがあるので
す。

9番（熊倉正治君） これは、有識者会議が指摘をしたわけでしょう。

6番（中野和美君） そうなのですけれども……

9番（熊倉正治君） しましたでいいのではない。

6番（中野和美君） 問題がある。すべきと指摘……

社会文教常任委員長（今井幸代君） これは、事実をここに述べたということなのだろう
うというふうに……

13番（高橋秀昌君） 指摘されましたと言うと受け身になるか敬語を使うかというもの
の捉え方だろうけれども、敬語でもなければ受け身でもなくて、指摘したというこ
とを言っているのだから、何ら文章的にも国語的にも問題ないと思います。

それから、読点についてですが、読点というのは法的にこういうふうに読点を打
たなければならないという法律はないのです。

2番（品田政敏君） 法律はないよね。法律はないけれども……

6番（中野和美君） 法律はないけれども、読みにくい。

2番（品田政敏君） 新聞屋さんもいるから、最近助詞の後にないのだから。

13番（高橋秀昌君） 句点というのはあるのだ。こういうところにきちっと丸はつけな
ければいけないと……

2番（品田政敏君） 最近新聞でも助詞のところは区切りというのがないのだ。

13番（高橋秀昌君） 読点というのはつけなければならないという義務感はないのだ。
読んでみて読みにくいというときに直す話であって、私これ読んで別に直さなくて
もいいと……

6番（中野和美君） よく読めますね。

13番（高橋秀昌君） 皆さんの意見。私は読めるということで出た。

2番（品田政敏君） 指摘されましたというのはやっぱりこの敬語でへりくだった言い
方になるけれども、それ気に食わぬのだろう。

13番（高橋秀昌君） 別に事実そのまま。私は、今の提案については反対です。そん
な軽微なことに。

9番（熊倉正治君） 指摘したでいいのではない。

6番（中野和美君） 上の句読点は。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 協議会に切りかえます。

午後1時51分 休憩

午後1時54分 再開

社会文教常任委員長（今井幸代君）では、協議会から委員会を再開したいと思います。

それでは、意見書については修正点が2点ありますので、修正をしていただいて、改めて意見書（案）を皆さんに配付をしたいと思いますので、ここで暫時休憩をお願いしたいと思います。

（いいんじゃないか、もうの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君）いいですか。このままでいいですか。

（うんの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君）わかりました。

（委員長言ったとおりでいいの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君）では、改めて確認をさせていただきます。

意見書の1行目、県央地域は、点の点を県央地域は中小病院に限られているために、点に変更する。

続いて、2段落目の文末、平成35年の開院に向けてという部分の元号を令和に変更する。この2点を変更して、意見書としてこの意見書の内容で本会議に提案したいというふうに思います。皆さんご異議ないでしょうか。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。以上で閉会といたします。大変ご苦勞さまでした。

午後1時56分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和元年6月25日

社会文教常任委員長 今井幸代